

平成27年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成27年3月13日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第2号 平成27年度可児市一般会計予算について
- 議案第3号 平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第5号 平成27年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第17号 平成26年度可児市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第18号 平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

5. 出席委員 (19名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	板津 博之
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司
委員	澤野 伸	委員	山田 喜弘
委員	伊藤 英生	委員	勝野 正規
委員	出口 忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤 誠	教育委員会事務局長	高木 美和
健康福祉部参事	小池 百合子	健康福祉部次長兼福祉課長	安藤 千秋
こども課長	高井 美樹	健康増進課長	井藤 裕司

高齢福祉課長 宮崎卓也
こども発達支援センター
くれよん所長 井上さよ子
学校教育課長 林真司
教育文化財課長 長瀬治義

国保年金課長 桜井孝司
教育総務課長 渡辺達也
学校給食センター所長 山口好成

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
書記 小池祐功

議会事務局
書記 渡辺ちえ

開会 午前 8 時57分

委員長（伊藤 壽君） 出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第 2 号から議案第 9 号の平成27年度各会計予算、議案第17号、議案第18号の平成26年度各会計補正予算について教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

発言される方は、委員の方も、執行部の方も、挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑に沿って 1 問ずつ行います。

重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましても、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、富田牧子委員より 1 問ずつ質疑をいただきますので、よろしくお願いたします。

委員（富田牧子君） 資料番号 4 番の15ページ、臨時福祉給付金の給付事業ですけど、簡単にこの前は説明がありましたけれど、2 億6,600万円の半額近い 1 億2,500万円の減額ということで、見込み違いということなんですが、どうしてこういうことが起こるかということが私は大変不思議に思っているの、そもそも見込み違いなのか、それとも本当に多少の差はあっても、渡るべき該当者に本当にきちんと渡っていないのか、その減額の原因は何かということをお尋ねいたします。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） お答えいたします。

臨時福祉給付金の予算額の減額の理由について御説明いたします。

予算説明において説明しましたように、支給対象者の見込み人数を国が示す基準により 2 万人としておりましたが、実際の支給対象者が9,420人となるため、1 億2,500万円の減額調整でございます。

減額する額が多くなった理由としては、市民税の課税情報が個人情報であるため、あらかじめ課税情報で対象者である非課税者を抽出できなかったため、国の示す人口の約 2 割を対象者として当初予算に計上したことによります。

2 月末までに9,420人に対して 1 億1,971万円支給しております。該当者には支給されていると考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 国の基準と違っていたということで、その国の基準というのは先ほど言われた大体 2 割ということで、それで概算してそうなったということですか。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） そのとおりです。

委員（富田牧子君） それにしても余りに違い過ぎている。半分しかないという、そこら辺

は幾ら課税情報が見られなかったからといっても、余りにもずさんな予算の立て方ではないですか。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 平成27年1月末の全国の人口に対する平均支給率につきましては約15%となっております。可児市は9.3%だったということになります。可児市は全国平均より課税されている方の割合が高く、また非課税者であっても課税者に扶養されている方が多いということも推測されるということです。

その結果、全国平均より少ない支給額になったということでございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次の質疑に移ります。

7番、8番、9、10、11、12、6番とあわせて一括でお願いいたしますので、よろしくお願ひします。

委員（富田牧子君） 資料番号3の54ページです。生活困窮者自立支援事業。

この事業の委託先はどのようなところか。また、1,550万円の内訳はどうかです。

委員（伊藤健二君） 同じく8番で、事業委託料と臨時職員賃金との関係はどうなりますか。

福祉課の直轄なのかどうか。福祉課職員、ケースワーカーや相談員との関係はいかなるものとなるのか。

事例の対象者は、現実的には慢性疾患を伴う障がい者や身体・精神等の障がい者、あるいは住居不定の路上生活者や高齢者であったりする場合があります。社会的孤立・排除をなくす総合的で地域包括的なケアシステムになるのかどうか。こういった体制の新規事業であるのか、わかる説明をお願いします。

委員（野呂和久君） 相談支援窓口はどこになるのか。

就労訓練事業としては、あっせんできる事業所はあるか。

委員（勝野正規君） 委託料1,550万円の内容について御教示いただければということです。

委員（山根一男君） 同じところで生活困窮者自立支援事業で、生活困窮者自立支援事業委託料1,550万円について、どのようなところに、こういった内容で委託されるのか、詳細説明を求めます。

委員（小川富貴君） 同様です。

支援事業委託先と選定方法と委託事業内容及び担当課とのすみ分けはどういうふうになっているのでしょうかお伺いいたします。

委員（酒井正司君） 平成26年度予算の住宅支援給付費598万6,000円と、平成27年度予算住宅確保給付金263万7,000円の違いを御説明ください。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 生活困窮者自立支援事業委託料について御説明いたします。

生活困窮者自立支援制度の目指す目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりとなっております。

支援対象は、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者とされておりす。

生活困窮者の課題は、多様で複合的であるため、課題を広く受けとめ、就労の問題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題の相談に応じ、包括的な支援を行うこととしておりす。

実施する事業は、自立相談支援事業、家計相談事業、住宅確保給付金です。そのうち委託する事業は、自立相談支援事業、家計相談事業です。住宅確保給付金の支給事務は福祉課で行います。

自立支援相談支援事業では、生活困窮者から相談を受け、相談を整理・分析し、ニーズに応じた自立支援計画を策定し、その計画に基づいた支援を包括的に実施いたします。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。

自立支援計画案については、支援調整会議を開催し、適切なものであるか検討を行います。支援調整会議のメンバーは、福祉課、こども課、高齢福祉課、地域包括支援センター、収納課など市役所の関係部署やサービス提供事業所の担当者を予定しております。

家計相談事業では、生活困窮者の多くが家計管理に問題を抱えているため、家計に関する調査を行い、家計状況を見える化し、家計の再建に向けた支援を行います。スーパー等のレシートの管理指導、家計計画表の作成支援、債務整理に関する支援、生活資金の貸し付けのあっせんなどを行います。

生活困窮者自立支援事業の委託先、選定方法については、平成27年4月1日から実施できるように契約事務の準備を現在進めておりますが、まだ決定しておりません。

福祉課とのすみ分けについては、福祉課の生活保護の担当者は、現に保護を受けている者や、保護を必要とする状態にある者を対象にしておりますが、委託先では生活保護に至る前の生活困窮者を対象にしております。このためこの事業における支援対象者が傷病等により生活保護の受給もやむを得ない場合は、生活保護法に基づく支援が受けられるようにするため、福祉課のケースワーカーに引き継ぐこととなります。福祉課において、生活保護の相談の結果、生活保護の対象にならない方については、自立相談支援事業で支援できるように、委託先へ引き継ぐことにしております。国庫負担金の対象事業であるため、国の指導により福祉課と委託先では、対象者のすみ分けを行うこととなりますが、できる限り連携した支援を行うことにしております。また、市役所の担当部課とつなぐなど、関係機関とも連携した支援を行います。

この事業の臨時職員につきましては、福祉課において福祉課長など上司の指示により事務を行います。主に委託先が実施しない住宅確保給付金の支給審査及び支給決定の事務、住宅確保給付金の対象者の就労支援などを担当します。

委託先の職員は、その組織内の職員の指示により事務を行います。福祉課では委託した事業が適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて指導を行うこととしております。

委託料1,550万円の内容については、相談支援員、就労支援員の人件費と研修費、自動車

のリース料、通信運搬費などです。

相談窓口は、福祉センターを予定しております。

就労訓練事業としてあっせんできる事業所については、岐阜県が平成27年4月以降に認定することになっておりますので、現在、認定事業所はありません。

次に、住宅確保給付金についてお答えいたします。

事業名については、住宅支援給付費から住宅確保給付金に変更になりましたが、対象者とアパートの家賃支給額については変更になっておりません。

有効求人倍率が上昇するなど、雇用状況の好転により、失業者で住宅がなくなる可能性のある対象者が減っておりますので、平成27年度の予算額は平成26年度に比べ334万9,000円減額しております。特に外国人の申請者が減少しております。

また、特定財源の国の負担割合は10分の10から4分の3に変更されております。以上です。委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

委員（伊藤健二君） 第6番で酒井委員から問い合わせがあった件ですが、住宅支援給付金は、この平成26年度の今時点での支給進捗状況というのはどういうふうですか。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 平成26年度については12人、うち外国人2人に対して支給しております。

委員（伊藤健二君） 金額的には、予算の関係で立てた目標と現在の数字の進捗度合いはどのようふうですか。

一人一人の対象に対する支給金額は違いましたか。そうすると、予算の組み立ての問題としてどうなのかということになるんだけど、わかりますか。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 執行状況まではちょっとここで資料を持ち合わせておりません。平成26年度の予算につきましては、単身世帯の支給月数を85.5カ月、複数世帯の延べ支給月数は93カ月で予算計上をしております。

しかしながら、支給対象者が減少しておりますので、相当低い執行率だと考えております。委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

委員（小川富貴君） 御説明をお聞きして思うところですが、この委託を受託する組織というのは主にどういう名称の組織になるのでしょうか。個々の名称はそれぞれ違うんでしょうけれど、なぜこれをお聞きするかというと、福祉課と密な連携が必要、たくさんの窓口との連絡調整が必要というのは、まさに市の行政が担うべき役割だというふうに思うんですね。それが一番ベストだと。それをわざわざ特定財源を使って委託する理由も含めて、その委託先が一体どういう名称で、まだこれから県に認定されるということなんですけれど、こういったものなのかということをお尋ねしたいです。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 委託する理由につきましては、直営で行った場合、正職員は国庫負担の対象外となるため、コストがかかるということがあります。委託で行った場合は、委託料が国庫負担の対象となるため、一般財源ではなく特定財源で事業を実施することができるという理由から委託にしております。

それから、委託先につきましては、生活相談とか貸し付け相談、資金管理相談、就労相談などの相談に関するノウハウや蓄積や実績がある事業者にしたいと考えております。

現在、社会福祉協議会を含めて検討しているという状況でございます。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 資料ナンバー 3、55ページです。

他会計繰出金、直診勘定900万円の算定根拠をお尋ねします。

国保年金課長（桜井孝司君） 市内久々利にあります国民健康保険診療所を1年間運営する経費が1,650万円かかるわけですが、そのうち保険者から支払われる診療報酬と窓口での負担金で約620万円、それから前年度からの繰越金などで約130万円、合計750万円は自己財源として確保できますが、残りの900万円が不足いたしますので、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

この経費は、主に医師、看護師等の人件費に充てられます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 56ページ、高齢者福祉施設整備事業です。

これは、一件も介護施設等の整備充実が予算上期待できないというのはどういう状況なのかという問いです。

また、人手不足の中、高齢者福祉計画なんかの審議の場でも委員から介護ロボット導入なども話題として提起されてきたという経過がありますので、こうしたさまざまな機器充実整備という点で、これらを視野に入れた今後の展望はどうなんでしょうかということです。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えします。

まず、介護保険施設整備につきましては、今年度末に老人福祉施設を1施設、それから認知症グループホームを2施設、そして小規模多機能型居宅介護施設を1施設、総定員数にして141人分が新規整備されます。

したがって、来年度からの第6期介護保険事業計画におきましては、平成27年度からいきなりどんとふやしていくのではなく、これらの施設の運営状況とか、例えば入所者数とか介護職員の確保の状況なども見ていった上で、平成29年度に整備を行いまして、その整備につきましては、認知症グループホーム18床、18定員ですね。それから小規模特養29床、29定員、それから小規模特定施設がこれも29定員、もう1つは小規模多機能型居宅介護施設を1施設の整備を行うように予定しております。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所につきましては、これは今月16日から公募を行うように実は準備をしております。これにつきましては、現在のところ応募の有無が未定であるということ、それから応募があった場合においても100%県補助が受けられるとい

うこともございまして、補正予算により対応させていただくほうが妥当と考えまして、当初予算には計上していないということでございます。

それから、介護ロボットの話でございますが、また国庫を財源といたしまして県が基金化します地域医療介護総合確保基金という基金があるんですけど、これの平成27年度事業メニューとしまして、介護事業者の確保に関する事業を基金対象事業とするという予定を国が示しています。その中の介護人材確保対策事業メニューの案として、介護従事者の身体的負担の軽減とか業務の効率化など、労働環境改善のための介護ロボット導入支援事業が示されておりまして、このことから、今後そうした基金の活用による県事業として事業化される可能性が考えられますので、事業者からそういった申し出等があった場合には、そういった事業メニューを案内していければと考えております。以上です。

委員（小川富貴君） 今、141人新たな受け入れを紹介して下さったんですけど、たしか待機が560人ぐらいだったと思います。それも数もすぐに推移していくと思うんです。また入りたいという人もふえているでしょうし、こういったところに入っただけの方も出てくると思うんですけれども、そういったものを勘案して、現況でどの程度の待機になっているんでしょうか。おわかりになったら教えてください、待機者がいるのか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） まず、特別養護老人ホームの待機者を毎年6月ぐらいに調査しております。その調査の中において平成26年6月に出た数字ですが、538人が待機者ということで出ております。

ただこの中で、とりあえず申し込みという方が209人、将来のために申し込んでおくという方だと思いますけれども、そういう方が209人。ですから、今実際1年以内に入所を必要としているという方は329人が、当時の数字になります。

状況としては以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 同じところで、ちょっと半分は答えていただいたと思うんですけど、先ほどの伊藤委員のほうで。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、可茂地域並びに本市で実現する見通しはあるのかということで、平成27年3月16日から募集をかけますというお話までは聞きましたが、どうですか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えします。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について少し説明させていただきますと、これは日中と夜間を通じて訪問介護と訪問看護、この2つが密接に連携しながら4つのサービス、1つは定期巡回訪問、それから2つ目はオペレーターによる随時対応、それから3つ目は随時訪問、それから4つ目が訪問看護という、この4つのサービスを月当たりの定額料金をもって提供するサービスでございます。

メリットといたしましては、同一の事業所で24時間訪問介護と訪問看護の対応ができるということから、利用者の状態情報の共有が円滑に図られるということで期待されております。これは在宅介護を推進する上で在宅介護サービスの多様なメニューの一つとして本市の第6期介護保険事業計画においても整備が必要なものとして位置づけております。

ただし、委員のおっしゃるように、全国的に普及が進んでいないというのが現状でございます。岐阜県内では岐阜市で4事業所、それから大垣市で2事業所、それから本巣広域連合で1事業所、トータル、県内で7事業所の実施しか進んでいません。それから全国的に見ましても、自治体が1,700ぐらいあるんですけど、そのうちの236の自治体の実施でとどまっているというような状況でございます。

本市においても、実は平成25年度に事業所公募を行ったんですけども、応募は1件もありませんでした。その原因として、いろいろちょっと事業者のほうにお聞きしますと、そのイメージとして、夜間、早朝、深夜の対応が多いんじゃないかと。それから随時コールの対応数が多くて、とても対応し切れないんじゃないかとかなど、そういった心配がありまして、参入に二の足を踏んでいるというお話を聞きます。

それから、もう一つとして聞くのが、このサービスだけで介護報酬の支給限度額近くに達してしまうという、月額で設定されている報酬ですので、これだけで支給限度額近くに達してしまうということで、他のデイサービスとかショートステイを組み合わせる利用することが難しいんじゃないかというような意見も聞いております。

したがいまして、実際、現実的には参入してもらえらる事業者を見つけるにはまだまだ困難が伴うところでございますが、逆に現在実施している事業者さんも見えるわけですから、そうした事業者へのリサーチなども含めまして、問題点や課題を検証しながら、これから参入しようとする事業者さんに正しいアナウンスを行いながら、今後も諦めずにアプローチを続けていきたいというふうに考えています。

また、国におきましてもそういう状況を把握しておりますので、今後必要な見直しを検討するという旨を示しております。そういったことで、そこにも今後期待していきたいというふうに思っています。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

15、56とあわせてお願いいたします。

委員（川合敏己君） お願いいたします。

資料ナンバー3、ページ数57です。

障がい者福祉施設整備事業、市民センター跡地にできる就労移行支援、就労継続支援B型、ここでB型とっているのは私の推察でありますのでA型かもしれませんが、いずれにしましてもその施設はどのような内容のものを行うことになっているのか、よろしく願いいたします。

委員（亀谷 光君） 同じ項目でございます。3の57ページでございます。

障がい者福祉施設の整備事業につきまして質問します。

障がい者福祉施設の建設を促進するための支援を行いますということがありますが、施設整備の補助金9,532万3,000円の内訳と、あと施設それぞれの規模とサービスの内容をお知らせください。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） お答えいたします。

市民センター跡地に建設予定の障がい者施設では、社会福祉法人みらいが主に一般就労を希望する障がい者を対象に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。

具体的な事業としましては、喫茶直売事業、弁当の調理事業、クリーニング事業などが計画されております。これらの事業を通じて、一般就労に向けた支援を行います。定員は45人の予定です。

施設規模につきましては、鉄骨づくり2階建て684平米となっております。

次に、瀬田地区の教職員住宅跡地に建設予定の障がい者施設では、大和社会福祉事業センターが生活介護事業の作業所とグループホームの2棟を建設する予定になっております。

主に、福祉的就労を希望する障がい者を対象にしております。

事業内容は、農作業、園芸作業、清掃作業、パン製造販売、門松の作成などが予定されております。作業所の定員は26人、グループホームの定員は8名の予定になっております。

施設規模につきましては、生活介護については鉄筋コンクリート2階建て682平米、グループホームにつきましては、鉄筋コンクリート2階建て324平米となっております。

それぞれの事業に対して市の障がい福祉サービス施設整備補助金として、国庫補助対象事業費の4分の1を補助することとなっております。

まだ具体的な詳細の設計がされておられませんので、あくまでも現在は予定という状況でございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（亀谷 光君） はい、ありがとうございました。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（勝野正規君） 同じく3の57ですけれども、精神保健福祉事業のうちの自殺予防対策事業経費8万6,000円ですが、何をなされるかだけ教えてください。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 自殺予防対策事業経費8万6,000円の内容につきましては、身近なゲートキーパーをふやすための自殺予防講演会の開催経費や労働基準監督署、警察署、医師会、各種相談所の相談員など、関係者による自殺対策協議会の開催経費です。

自殺予防対策の取り組みとしては、身近なゲートキーパーをふやすことと、関係機関が地道な取り組みをすること、情報の共有による連携を図ることが重要であると考えておりますので、先ほど申しました事業を予定しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

17、18とあわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 自立支援等給付事業ですが、放課後等デイサービス事業の事業所数と利用人数について、まずお尋ねします。

それから、日中一時支援から、大分放課後等デイサービスに変わったと思うんですけど、ほとんどが変わられたのかどうかということをお尋ねします。

委員（山根一男君） 同じ自立支援等給付事業ですけど、放課後等デイサービス給付金8,455万6,000円は急激に伸びているが、その理由、対象人数や事業所の状況はどうかということですか。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 2月末の放課後等デイサービスの事業所数は7事業所となっております。利用人数は79人です。平成26年度の放課後等デイサービスの利用者は平成25年度と比べると約2倍となっております。

また、日中一時支援については利用者が減少していますが、現在92名の方が利用されております。放課後等デイサービスの利用に完全に移行された方はまだ少数ですが、1週間のうち放課後等デイサービスを利用される日数はふえていると考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

次は、19から22まであわせてお願いいたします。

委員（酒井正司君） 61ページ、家庭相談事業。

家庭児童相談システムの効果検証方法はです。

委員（富田牧子君） システム導入とあるが、どのようなシステムなのかということをお聞きします。

委員（野呂和久君） 家庭児童相談システムに児童相談履歴などをまとめるとの説明であったが、導入によりどういった効果が望めるのか。

委員（小川富貴君） 同様のところですか。

家庭相談システム委託形態というところで、委託はどういうふうな形でどういうところにされて、具体的に相談に当たってくださる人が非常に重要だと思うんですけども、この人というのはどういう人が選ばれる可能性があるのかをお尋ねさせてください。

こども課長（高井美樹君） 少し御質問の順番が変わるかもしれませんが、お答えしていきます。

まず、どのようなシステムかということからお答えしていきたいと思いますが、現在、家庭児童相談におきましては、子供の療育環境に問題のある御家庭、これは発達障がい等で特別な支援が必要な児童を的確に把握するというところで、要保護児童対策協議会という組織

がありますが、そういったものを通じて関係機関と密接に連携して必要な支援を行っているところでございます。

しかし、近年、こういった相談等の件数、重篤な継続案件が多くなってきております。そのようなことから、継続事案等のつながりを管理する、それから統計的な処理が非常に煩雑になっております。こういった問題から、今回、個々のケース記録をしっかりとデータ電算化すると、それによって職員間の情報共有、それから事実確認、それから情報収集等を迅速かつ的確に行っていこうというようなシステムでございます。

このシステムの効果につきましては、該当者の履歴というのが順次蓄積されてまいりますので、過去からの相談の内容、経過、そういったものが確認をできるというところでございます。

また、検索機能によって、ある事案が発生したときに、過去にどのような相談を受け付けていたかというところを早く見つけて適切な相談に利用していくということ。

それから、これは県・国等への報告事項も非常に多い事業になっておりますので、こういったものについては、進行管理台帳とか統計資料システムといったものがシステムから出力できるというようになってまいりますので、こういった書類作成の負荷を軽減するということによって、本来とるべき相談業務に相談員が注力できるようなふうに持っていきたいというものでございます。

検証方法という部分につきましては、今申し上げたように、本来相談業務に注力するということに持っていきたいというところでございますので、こういった書類作成とか継続事案の確認、引き継ぎ、こういったものの負荷を軽減することで本来の相談業務に注力できるような方向に持っていきたいというところでございます。

あと、委託形態につきましては、これは電算システムの導入でございますので、人を委託とするものではございません。基本的にはパッケージのシステムからそのネットワークのパソコンだとかそういったシステム一式の予算計上ということになっております。

ちなみに、委託形態というところは関係ございません。人については、現在こども課に家庭相談員というのが、こちらの予算書にもございましており、臨時職員の方のお2人と正職員が一緒になって対応しているというところでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

委員（小川富貴君） 重要ないろんな履歴が載っていくわけですけど、これって保管期間というのがシステム導入時から検討されているんでしょうか。いわゆる青年になってもこういったものが何らかの形で履歴で残るということってありますか。

こども課長（高井美樹君） 当然、継続事案のものについてはずっと管理してまいりますし、過去のものについては、それぞれ相談員が作成したものが書面等で進行管理台帳という形で保存をしております。

これが今回まだこのシステムの詳細の検討に入っているわけじゃございませんので、このシステムの中にどれぐらいそれを管理していくかということは、今後このシステムの大きさ、

そういったものも含めて検討する事項だというふうには考えておりますけど、いろいろな相談がございますので、継続的に支援している方、それからもしかすると将来的にこの方については支援が必要になってくる可能性があるかもしれないというのは、福祉とかそういったところと引き継ぎをしながら、連携しながらやっておりますので、そういった部分というのは継続的に引き継がれていくものになっているというふうには考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

23番と24番、あわせてお願いします。

委員（富田牧子君） 62ページのキッズクラブですが、市長の施策方針の中に、兼山で新たにできると、もう1つ既存クラブの拡張という言葉があったと思うんですけど、どこのクラブで拡張が行われるのか教えてください。

委員（伊藤英生君） 同じくキッズクラブ運営事業のところ、指導員の資質向上を図る各種研修を行うというお話でしたけれども、どのような研修を行うのか教えてください。

こども課長（高井美樹君） お答えします。

まず、既存クラブの拡張という部分につきましては、平成27年2月の1カ月間で、キッズクラブを利用されたい方の申請期間が終わりました。

その中で、非常に申し込みが多くなってきておまして、現行持っている定員を大きく超えてしまったクラブがございます。今渡南小学校、春里小学校、桜ヶ丘小学校。ここが通年の入室児童がもう定員を上回ってしまったような状態になっておりますので、この部分につきましては隣接している隣の教室やプレハブの中のところだとか、そういったところを一時的な利用としてお借りするというので、今調整をしているところです。以上です。

続きまして、指導員の資質向上を図る各種研修についてです。

これにつきましては、まずは放課後児童クラブの、いわゆるキッズクラブにお勤めいただくようになった方については初任者研修というものがございます。これは県が主催でやっておりますけど、こちらのほうに研修派遣をしております。

あわせて、これも県の教育関係がやっているところですけど、放課後子供プラン土曜日の教育活動従事者研修会というものも開催されておりますので、そちらのほうに派遣をしております。

それから、学童保育指導員学校という、こういう学童保育をやっている連絡協議会がございます。これは土曜日とかお休みの日にやってみえますけど、そういったところではできる限りの職員を派遣するというようにしております。

あと1つは、平成27年新制度で国のほうが放課後児童支援員という新しい認定の職種をつくりたい。これは県がこの研修を開催し認定をするというふうな子育て支援法になっておりますので、岐阜県が開催する研修に、2年以上経験した者を、などのいろいろな条件はございますけど、そういった職員を順次派遣して資質の向上を図るということにしております。以

上です。

委員長（伊藤 壽君） この件についてよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（中村 悟君） 63ページの児童発達支援事業についてお伺いしますが、重点事業説明シートの31ページになりますが、親子遊びの教室の予算額と具体的な内容についてお伺いします。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） お答えいたします。

教室の予算額についてでございますが、教材費等の消耗品2万円、外部講師協力を願う場合の音楽療法士、保育士等の報償費11万円の合計13万円を予定しています。

次に、内容でございます。

この教室は入所待機児童について、一、二カ月に1回程度、親子遊びでの療育をお待ちいただく期間中行ってまいりましたものを、新たに待機期間あるなしにかかわらず、新規入所の際には入所前に原則として一定期間、皆様に受けていただく教室として順次行っていくものです。保護者がお子様の個性を把握され、接し方等を理解していただくための保護者の学びの機会としても位置づけて、この段階を経た上で定期の通所を始めていただくことを予定いたします。

療育と保護者アドバイスがセットですが、保護者指導については発達支援における専門的なペアレントトレーニング指導経験を有する臨床心理士の事業指導を要所に受けながら進める予定です。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） その臨床心理士1名を週3日来てもらおうということになっているんですけど、この臨床心理士が必要なわけについてお尋ねします。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） お答えいたします。

予算説明でも概要を御説明いたしましたように、近年発達支援でかわるお子様の事例には、子育てに向かう保護者の不安定さが子供に影響を与える事例、また子供の発達の心配を保護者が過度に受けとめて不安が高まってしまう事例がふえています。こういった事例の背景には、保護者が精神面の疾患を抱えていると推察される場合も見受けられ、子育て中の保護者の大きな不安に対し、高度な専門性を持つて的確に受けとめる体制が必要です。

また、発達支援を必要とする児童が増加している中、対象親子を客観的に把握してニーズの分析の精度を高めて事業を企画していくことや、支援者を指導していく必要性も高まっています。

これはこども発達支援センターくれよんに限らないことであり、健康増進課と連携にて行う事業の場面でも心理の専門家である臨床心理士を必要とし、活用を予定いたします。以上

でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 同じく児童発達支援事業です。

児童・生徒のための教材備品はどんなものを予定してみえますか。

また、教員同士の情報共有、指導説明の効率化のためのICT備品の活用はありますでしょうか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 教材備品でございますが、児童発達支援事業では幼児用の椅子、机で22万7,000円を予定しています。

また、児童相談支援事業で予定する備品30万5,000円のうちに総務課借用にてしか使えていなかったプロジェクターとパソコン各1台の購入分、計14万9,396円を予定しています。これは、現在も集団の場の修了式での指示などの絵カードを映し出して使用するなどしている諸行事のみでの利用のほか、日常の療育の視覚的な支援で使用する機器として頻回に使えることを兼ねて予定しています。

情報通信技術、いわゆるICT備品の活用、職員同士の情報共有につきましては、職員1人につき1台パソコンを整備いただいております、庁舎他課と同じ体制です。現在は職員会議で共有ファイルを一同に閲覧しながら、職員同士の情報共有、指導カリキュラムの検討会議を行っています。

ICT備品活用による指導説明の効率化、また療育指導内容を効果的に行うことにつきまして、御説明申し上げます。

こども発達支援センターくれよんでの乳幼児発達支援において有効と見込まれる機器は、タッチパネル形式の携帯型情報端末、タブレットパソコンでございます。これについては、現在導入はしておりませんが、検討を始めているところで、職員2名が私物のiPadを用いて常時接続は不用な無料のアプリを使い、個別療育での活用を児童3名に試行しています。その効果としては、時間や量の概念の理解にタイマーやスケジュール提示のアプリが有効との報告を受けています。視覚的教材など手づくりでは作成数に限界がありますが、アプリを用いての作成ならば、指示カード1つにしても詳細なわかりやすいカードを短時間で多く作成することが可能となります。

児童精神科医師からの意見としても、ペンなどの物を介しては力が入り過ぎてしまう子供が指で直接のタッチならば触れ方の加減が可能となり、表現がしやすくなるなどの指導もいただいております。

乳幼児期における療育においては、お友達との関係づくりの力や体の動きの感覚と視覚や聴覚などの感覚を整理統合できる力を伸ばすために、実体験での療育手段が主体であることは不変でございますが、より伝わりやすい療育ツールの中の一つとしてその有効性を検証して、子供の個性に応じた使い方、導入環境の整備について、さらに引き続き検討したいと考

えています。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（天羽良明君） 今、i P a dのほうも試行錯誤で教育の場で実験してみえるということですが、そのi P a dの活用の方法をどういうふうにやったら有効かとか、そういった研修等、あとはどこかから指導をいただいているのか、それとも指導員の工夫の中でやってみえるのでしょうか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） お答えいたします。

今現在、乳幼児期における児童発達支援の使用例は多くはなく、聞き及んでいないところでございますが、特別支援学校での効果的な活用例を伺っているところはございますので、日ごろの連携等を通じ、研修会等には参加していただいておりますので、今後もそういった機会であったり、県下の事業所ネットワークがございまして、そちらの情報を通じながら研究を進めたいと思っています。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 同じところですか。

今後、入所希望者の増加も心配されるが、現状の運営状況は。今後の通所児の療育のあり方、I T機器の活用などは。また、市内関連施設、保育所等との連携についての今後の方針をお願いします。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 1点目の御質問の運営状況についてでございますが、通所希望児は年々ふえてきています。

平成26年度は14人の支援員が担任制で、今年度は185名の児童を受け入れました。今年度も年度途中で入所枠が満員となり、入所を親子遊びの教室を利用しながら1カ月から6カ月程度待ついただく状態となりました。

現在の新年度切りかえの時期にもお待ちいただく方が15人程度ございますが、遊びの教室を御利用いただきながら、新年度受け入れ調整の後、5月ごろまでには入所いただく予定です。

2点目の御質問の今後の療育のあり方、特にI C T機器の活用については、天羽委員の御質問と重なりますので一部省略させていただきますが、乳幼児期の療育手段のかなめは、汗をかきながらの実体験であると考えております。ただ、これを支えていく、わかりやすく伝えるツールとしての活用を目指したいと予定いたします。子供の集中を引き出せる時間、量、大きさなどの表現の理解に役立てる、感覚過敏な方の表現手段が広がる、そういったことなどの利点を生かしたいと考えています。

3点目の御質問、市内保育所等関係機関との連携についてお答えいたします。

現在18園ある幼稚園、保育園、外国籍の幼児が利用されているフレビアひよこ教室と可児ミッションの合計20カ所について連携をとっています。

利用児の8割を超える方が就園児である現状から、園等との連携は欠かせません。具体的には、支援員による利用児園参観のほか、園からの要請を受け、こども発達支援センターくれよん支援員が園へ出向く訪問スタッフ支援を行っています。また、園からこども発達支援センターくれよんを訪れていただき、療育の様子を参観しての配慮事項の意見交換なども行っています。今後、これらの園スタッフ支援を強化することが必要と考えています。

就園児のこども発達支援センターくれよんの通所回数は月3回の75分のみでございますので、こども発達支援センターくれよんで学んでいただいたことの一端が毎日の園でも実践していただければ、それは大きな支援の力となると考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 64ページの生活保護扶助費です。

4月から扶助費が削減されるが、どれくらい削減されるのか。今まで2回ありまして、今度3回目になると思いますけど、合計して幾ら削減されたのかということをお伺いします。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） お答えします。

改正後の生活保護基準による試算では、平成27年4月から40代夫婦と小・中学生の子2人の世帯では5,630円の減額、30代母と4歳の子1人の世帯では1,440円の減額、41歳から59歳の単身世帯については410円の減額、70歳代の単身世帯では330円の減額となっております。これは平成26年度と比較した場合の減額だということでございます。

平成25年度からの比較はしておりませんので、現在のところお答えすることができません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 地域医療支援事業です。

重点事業説明シートによりますと、平成26年度は乳房撮影装置を購入予定とのことですが、平成27年度の計画と医師確保の見通し予定をお聞かせください。

健康増進課長（井藤裕司君） お願いします。

まず、平成26年度の予定についてお答えします。

平成26年度は、乳房撮影装置と放射線デジタル撮影装置を整備することで進めてきておりまして、間もなく完了の予定です。

乳がん検診の受診率を見ても、例年17%から18%と他のがん検診よりも高い受診率となっていることから、乳がんに対する市民の関心は高く、乳房撮影装置、マンモグラフィですが、これを整備することにより、検診、検査、診断がより円滑に行えるようになり、市民の期待に応えていけるものと考えています。

また、放射線デジタル撮影装置の整備については、アナログ式からデジタル式にすること

により画像が鮮明となり、処理速度も速くなり、医師の負担軽減につながるものと考えています。

次に、平成27年度の計画と医師確保の予定はについてお答えします。

平成27年度の計画としては、周術期モニタリングシステムの整備を予定しております。具体的には、自動麻酔記録システム、麻酔器システム、術中患者監視装置、生体情報モニタリングシステムを整備するもので、手術を行う際の麻酔をかけるところから手術中の患者の状況管理、手術後の状況管理までを行うものです。この整備により、診断がついた患者に必要な手術をより安心・安全に受けていただくことが可能となります。

また、電子カルテとの連携ができるため、麻酔科医等、手術を執刀した医師だけでなく、術後を診察する医師や看護師とも患者の情報を共有することが可能となります。

医師確保については、依然非常に厳しい状況が続いていることに変わりはありませんが、医師が望む病院として、検診、診察、診断、治療、介護と切れ目のない医療が提供できる医療機器を備えることにより、地域医療や総合診療を志す医師の確保に努めていただいております。

特に、可児とうのう病院は臨床研修病院として研修医の育成に力を入れており、平成27年度は前年度より1名多い3名の研修医の採用を予定しているとお聞きしております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 65ページ、予防接種事業です。

各種予防接種医薬材料費と予防接種事業委託費で合計2億4,550万円余となるものでありまして、これは前年と比べて3,000万円の増となっています。子宮頸がん予防では、深刻なワクチン禍被害事例が全国的にありまして、本市での状況、これは子宮頸がんワクチン副作用問題を中心としてですが、そうした状況について、もしあればお知らせいただきたいのと、3,000万円の事業拡大ということではありますが、新たな肺炎球菌等の問題もありますので、当然ふえるわけですが、その安全性確保という観点から見た場合には何か特にあるのでしょうか。お願いします。

健康増進課長（井藤裕司君） お答えします。

まず、子宮頸がん予防ワクチン接種の状況についてお答えします。

子宮頸がん予防ワクチン接種については、平成25年6月14日の積極的勧奨の差し控えが現在も継続されている状況でございます。

本市における子宮頸がん予防ワクチン接種については、積極的勧奨の差し控えとなった理由や定期接種を中止するものではないことなどを保護者に伝え、内容を十分に御理解いただいた上で希望者に接種いただいております。平成26年度については、現在までに6人が接種を受けられています。今のところ、本市において子宮頸がん予防ワクチン接種による副作用

の報告は受けておりません。

次に、平成27年度に予算増となった事業の安全性の確保についてお答えします。

まず、平成27年度に予算増となった事業は、平成26年度補正予算で始めました平成26年10月1日から定期接種として事業を開始しました、水痘と高齢者の肺炎球菌の予防接種です。

水痘、高齢者の肺炎球菌とも従来から任意接種として実施されてきておりましたが、これまでに重篤な健康被害があったということは聞いておりません。

平成26年10月からは定期接種として実施しておりますが、高齢者の肺炎球菌については過去5年以内に接種されたことのある方で、再接種により注射部位の痛み等の副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するとの報告があることはお伝えをさせていただいております。定期接種として実施して以降、特に重篤な健康被害の報告は受けておりません。

また、水痘については、副反応もほとんどない安全なワクチンと言われております。市町村が実施する定期接種として今後も事業を継続しながら、少しでも気になるようなことがあれば、予防接種センターの医師の指導を常に仰ぎながら、また健康被害の情報には十分注意を払っていきたいと考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

32番から35番までは一括でお願いいたします。

委員（中村 悟君） 66ページの母子健康診査事業についてですが、一般質問もございましたが、特定不妊治療費助成金の充実内容はということでお伺いしております。

委員（富田牧子君） 同じく特定不妊治療費助成金の助成内容についてです。

委員（野呂和久君） 特定不妊治療費補助金は例年300万円が計上されているが、平成27年度1,000万円に見直された理由をお願いします。

委員（小川富貴君） 同じところですか。

生殖に関しては非常に個人差のあるものだというふうに思いますけれど、そういう意味でお尋ねします。

特定不妊治療費助成金の対象者の制限、そしてその対象人数をお尋ねさせてください。この予算の人数。

健康増進課長（井藤裕司君） 特定不妊治療費助成金の充実の内容、予算額についてお答えします。

従来実施してきました特定不妊治療費助成金の内容は、年5万円を限度として通算5年間助成するということとしておりました。これを1回10万円を限度に通算6回までとする予定です。この見直しの内容により、例年300万円の予算としておりましたが、助成金額の増額により600万円と積算し、さらに1年に複数回の治療を想定し1,000万円の予算としました。

次に、特定不妊治療費助成金の対象者の制限と対象人数についてお答えします。

県の助成を受けていることを条件として追加しました。

具体的には、対象年齢を43歳未満とし、40歳未満から特定不妊治療を始めた方は43歳までに通算6回、40歳以上43歳未満で特定不妊治療を始めた方は43歳までに通算3回まで助成を受けられるように考えています。

なお、この助成制度の見直しは平成27年度から予定しておりますが、これまでに既に特定不妊治療を始めてみえる方については、移行期間を設けて、これまでの助成制度の継続と新たな制度のどちらでも選択いただけるように配慮していきたいと考えています。

所得制限は従来の要件を継承し、夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であることとしております。

対象人数については、制度の見直しによりどれだけの御夫婦が新たに特定不妊治療を始められるのかわかりませんので何とも言えませんが、例年既に特定不妊治療を行ってみえる方のうち40人ほどが、また新たに特定不妊治療を始められる方40人ほどが対象になってくるのではないかと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（小川富貴君） この特定財源の比率は、この1,000万円に関してはどの程度でしょうか。

健康増進課長（井藤裕司君） 済みません、今ちょっとすぐに資料を確認できませんので、また後ほど御回答させていただくことでよろしいでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） はい、後ほどよろしくお願いします。

委員（小川富貴君） 当市において43歳以上で治療を受けたいという方という申し込みはありましたか。

もしあった場合は、どういう対応がなされたのかお尋ねさせてください。

健康増進課長（井藤裕司君） 今回、43歳未満という年齢制限が制度としてかかりますけれども、今まではそういった年齢制限はございませんでした。今回、平成27年度から新たに見直すというところで、今まで既に特定不妊治療を受けられてみえる方については、従来の制度をそのまま選択いただくことはできますので、それで御本人がそちらのほうを選択されるということもございます。今まで40歳を超えてみえる方もお見えにはなりますので、そういった方には配慮を持って接していきたいというふうに考えております。

委員（小川富貴君） じゃあ、聞き直しますけど、今まで43歳以上の方はどの程度いらっしゃいましたか。

健康増進課長（井藤裕司君） 44歳の方がお1人お見えになります。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） ページが86ページになります。

外国語・コミュニケーション教育、これは重点施策のほうにも書かれていたところがございます。

英語教育指導の明確な目標値があるのか。期間、あるいは人員、それとも合理的な指標であるTOEICですとかTOEFLの点数等々で教えてください。

学校教育課長（林 眞司君） 御質問にお答えします。

先日の一般質問において教育長より答弁をさせていただいた目標を達成するための目標値については、次のように設定をしております。

1つ目です。期間についてです。

2020年度の新学習指導要領の実施、一部2018年度からの先行実施に間に合うように準備を進めております。具体的には、2013年度、2014年度には教材づくりを中心に組み立てまいりました。2015年度から2017年度までの3年間で教材を生かした授業づくり、年間指導計画の整備などを進めてまいります。

今のところ、3・4年生は週1時間から2時間、5・6年生は週2時間から3時間というふうに出しておりますので、それに対応できるように準備を進めてまいります。

2つ目は、アンケート項目にかかわってでございます。

現在、南帷子小、春里小で実施をしているアンケート、これは来年度からは全ての小学校において実施を予定しております。このアンケート中の、英語活動は好きか、英語活動は楽しいか、将来英語を使えるようになりたいか、英語は大切だと思うかの4項目において、4段階評価における上位2段階の、思う、少し思うという数値を80%以上というところに目標値を置いております。

3つ目はTOEICにかかわってでございます。

TOEICについては、県教育委員会が目標値を出しており、市教委としてもその数値を目標値として捉えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 市教委としてもその目標を掲げているという指導者のTOEIC、TOEFLのことだということですが、どの程度に捉えていらっしゃるんですか。

学校教育課長（林 眞司君） 県のほうは、平成30年度に50%クリアというふうに出しておりますので市のほうもそれですが、今現在は市のほうは25人英語の免許を持っておりまして、その基準をクリアしているのが5人でございます。人事異動がございまして毎年それは変わってまいりますが、今年度の人数は25人に対して5人ということになります。以上でございます。

委員（小川富貴君） 今、主に前半部分は小学校に関して御説明いただきましたけれども、中学校の授業は英語で行える用意があるというお話を以前お伺いしていたんですけれども、TOEICで50%で英語で教員が各校で行えていますか。

学校教育課長（林 眞司君） 今現在、私どものほうとしての認識は、行えているというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 結構です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 87ページの教育研究所事業経費です。

可児市でも「うちどく10」など読書活動が推進されていますが、スマイリングルームの蔵書数は十分か。児童・生徒に活用されているか。

学校教育課長（林 眞司君） ただいまの御質問にお答えをします。

最初に、スマイリングルームの蔵書数は十分かという質問にお答えをします。

現在、スマイリングルームの蔵書数は約500冊です。日本文学全集や世界百科事典、日本の歴史シリーズ、日本の民話集、科学ブックなどがそろっております。現在、スマイリングルームには13名の児童・生徒が復帰を目指して学習しており、1人当たりの蔵書数は約38冊となります。これは市内各小・中学校の1人当たりの蔵書数の平均と比べますと、市内のほうは約29冊となり、冊数から見れば充実していると捉えております。

しかし、内容を見てみますと、歴史、自然科学、社会科学への偏りが見られ、今後、哲学や芸術、文学作品等に関する本を補強していく必要あると考えております。

次に、児童・生徒に活用されているかという御質問にお答えします。

スマイリングルームでは、人とかかわる活動を中心に実践を進めているため、活動の中に読書の時間を位置づけておりません。自由時間に備えつけてある蔵書の本を読んでいる姿はありますが、十分に活用しているとは言えません。

今後、読書習慣を身につけていくことができるよう、スマイリングルームでの生活の中で本に親しむ時間を位置づけていくことを検討していく予定でございます。以上でございます。委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

副委員長（板津博之君） 同じく87ページのばら教室K A N I運営事業でございますけれども、定員のほうは説明の中でたしか25人ということだったと思うんですが、再度確認なんですけど、ばら教室K A N Iの定員は何名で、平均就学期間はどのぐらいか。

学校教育課長（林 眞司君） ただいまの御質問にお答えします。

ただいま委員のほうからお話がありましたように、ばら教室K A N Iの定員は、消防法から算出し、床面積等を利用しまして25名となっております。

就学期間については3カ月から4カ月をめどにしておりますが、日本語の習得状況によって個人差があります。今年度は、短い児童・生徒で約2カ月、長い児童・生徒で約7カ月でした。今年度ばら教室を修了した児童・生徒が46名おりますので、その46名の平均は約4カ月となっております。全く日本語が話せない児童・生徒が約4カ月の間で生活に必要な日本語を理解し、平仮名、片仮名の読み書きと算数、数学における簡単な計算ができるようになっているのが現実でございます。以上でございます。

副委員長（板津博之君） 参考までに、前年度、平成25年度と平成24年度、もしわかれば結構ですけれども、先ほど、今年度が46名ということでしたけれども、わかれば教えてくだ

さい。わからなければ後で結構です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

学校教育課長（林 眞司君） 今、計算をさせていただきたいので、ちょっと時間をいただいて、後ほど回答します。

委員長（伊藤 壽君） お願いします。

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じく87ページ。

日本語指導が必要な生徒への学習支援事業を市民課のほうにお尋ねしたんですけど、枠があることがおわかりにならなかったという事情が、ごめんなさい、今わかりました。要するに、部課の入れかえで整理ができていなかったということです。

お尋ねします。

各高校入学に外国人枠が設けられているようです。これはフレビアでお尋ねしたところですが、市内の高校の枠を満たすための、進学のための支援を目指されておられるのでしょうか、あるいは目指されていこうとされているのかどうかというところをお尋ねします。そのための支援をされようとしているのかということです。

学校教育課長（林 眞司君） 御質問にお答えします。

現在、外国籍生徒の進学率、平成25年度は66.7%でございました。外国籍生徒と話をしますと、私は将来医者になりたいとかという将来の夢を語る姿と、学習しているときの専門的な言葉、特に国語や社会での言葉が難しいと語る姿が多く見られます。この事業は、生活言語は理解できても、学習言語の理解が困難な外国籍生徒に社会、数学、国語において、より理解しやすい日本語での指導を行う特別な指導計画を組み、学力向上を図ることを狙っております。

質問の言葉をおかりすれば、進学のための支援となります。高校の外国人枠を満たすことが狙いではございません。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（小川富貴君） それは承知していますよ。

第一義的に必要なことはそうなんですけれど、私は次のステップを狙って、夢の実現のためには高校というものを、要するに克服していかなきゃいけないんですよね。克服するためにわざわざ枠があるのに、その枠に満たない状況が現実的な問題としてあるわけです。まだその課程に至っていないということをおっしゃっているのかもしれないんですけども、歴史的にもう随分と長くなるわけです、外国人がここに住んでくださっているのは。フレビアで学習支援がずうっと行われています。そこで一生懸命勉強している子供たちがいるんです。せっかく枠があるのなら、そこに入れ込む努力をぜひしていただきたいと願ってこの質問を出しているんですが、どうでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） 今、お話しのありましたように、枠を満たすことを当然狙うわけですが、枠までにまだ学力的に低い、その子たちを何とか進学をさせてあげた

い、それが枠を利用することにもつながっていくというふうに捉えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

以上でただいまの質疑を終わりますが、ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康増進課長（井藤裕司君） 先ほどは大変済みませんでした。

まず、特定不妊治療費助成の特定財源の割合はということをお尋ねいただきましたが、確認させていただきまして、特定財源はございません。全て一般財源で助成をさせていただいております。

それから、1つ訂正をさせていただきます。

先ほど43歳を超える方が何人見えるかというところで、お1人としてお答えさせていただきましたが、台帳で確認しましたら3人お見えになりましたので、済みません、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

学校教育課長（林 眞司君） 先ほどお尋ねがありまして回答ができませんでした内容につきまして御回答します。

ばら教室のほうの昨年度の修了児童・生徒数ですが、33名でございます。

それからもう1点、お願いをいたします。

先ほど小川委員さんのほうから御質問のありましたところで、誤解を招くような回答でございましたので、訂正をさせていただきます。

目標値のTOEFLについては80点以上ということでございます。それから、先ほど50%と言いましたのは、県の教育委員会の目標値、英検とかTOEICとかTOEFLとかありますが、それを超える者が50%以上ということでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑を続けます。

委員（勝野正規君） 資料3、89ページ、小学校校舎大規模改造事業についてですが、南帷子小学校の体育館の大規模改造工事の実設計委託料で200万円ございますが、その内容と計画を御教示いただければということです。

教育総務課長（渡辺達也君） お答えさせていただきます。

設計内容でございますが、屋根防水、外装、内装、建具及び電気設備の改修、またトイレなどのバリアフリー化を考えております。

今後の計画でございますが、平成28年度に工事実施に向けてを予定しております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 91ページ、家庭教育推進事業、これが来年度からは市民部のほうに移るわけですが、お尋ねします。

家庭教育の運営ソフト提供はどこが担われるのでしょうか。学校との連携はどのように今後図っていかれるのか。各校単位の開催のあり方に変化があるのかということをお尋ねさせていただきます。

教育文化財課長（長瀬治義君） お答えいたします。

家庭教育推進事業は平成27年度から地域振興課の所管として、生涯学習部門の中で継続してまいります。所管課が変わりましても事業推進にかかわるノウハウは引き継がれてまいります。

家庭教育学級の運営につきましては、これまでも各学級で運営委員を選出し、リーダー研修会や担当者会議を開催しながら自主運営を推進しております。学級運営のノウハウについても、各学級の中で引き継がれてまいります。

学校と担当課、運営委員の連携も変わりはありません。各学級の開校式、閉校式だけではなくて随時窓口で、あるいは担当の者が学級や学校に顔を出しながら適宜アドバイスをしております。

また、各学校、幼稚園、保育園、地区公民館単位の学級の開設のあり方にも変わりはありません。以上です。

委員（小川富貴君） これは私が一般質問したときに、企画の担当部長が、開催は駅前の施設で行うというような答弁をされました。確かにそう答弁されたものですから心配していたんですけど、いわゆる開催場所は各校で基本的に行うということを受け継がれるのですね。

教育文化財課長（長瀬治義君） はい、平成27年度におきましては、駅前の拠点施設ということは全く予定がございません。その後も、全部で45学級の家庭教育学級があるものですから、それはそれぞれの学校の中、あるいは幼稚園、保育園、地区公民館、そういったところの利用になるかと思えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 95ページ、美濃金山城跡等整備事業です。

久々利城跡の現況測量調査に着手する今日的な意義は何でしょうか、御説明をお願いします。

教育文化財課長（長瀬治義君） お答えいたします。

過日、地権者であります民間会社と地元まちづくり委員会、市の3者間で久々利城跡の整備活用に関する協定を結びました。この趣旨に添い、市としても現況測量調査を行っていくものであります。

その意義は、この測量調査によりまして、1つは一部時期が重なっております美濃金山城跡と図上で対比できること。2つ目に、各くるわなどの規模や位置が正確に把握でき、今後の史跡指定を考える上で基礎資料となること。3つ目に、見学者に現在地を示すなど、解説

板やリーフレットなどにも活用できると。そのようなことを意義と考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

次は、43、44あわせてお願いいたします。

委員（酒井正司君） 同じく95ページ、美濃桃山陶の聖地調査・保存事業、事業名変更に伴い、PR事業が消えた。目的達成と理解されているためでしょうか。

委員（伊藤英生君） 同じく、美濃桃山陶の聖地調査・保存事業の部分で、小・中学校のお茶講習会についての評価と今後の展開をどのように考えているのかお聞かせください。

教育文化財課長（長瀬治義君） お答えいたします。

PRに关します事業内容は、平成26年度補正予算の事業として実施します美濃桃山陶の聖地整備PR事業へ組みかえをいたしまして引き継がれてまいります。

ただし、今の美濃桃山陶の聖地調査・保存事業でございますが、この事業の中におきましても経費のかからないことについては継続、実施してまいります。以上でございます。

学校教育課長（林 眞司君） 小・中学校のお茶講習会について回答します。

今年度、以前から実践を進めております東明小学校と新たに土田小学校、広陵中学校の2校、合計3校で実施をしております。

成果として3点考えております。

1つ目は、美濃桃山陶などについて知ることができ、ふるさと可児の歴史や伝統文化を知るきっかけづくりができたと思っております。子供たちが書いた体験談の感想には、茶道のための茶わんにはいろんな形や色があることがわかった。荒川豊蔵のことを初めて知った等の言葉がたくさん見られています。2つ目は、礼儀作法を理解しつつあるということです。体験後に正座がすぐつらかったけど、礼儀の大切さを学んだ。足がしびれた。昔の人はこのようにしてお茶と飲んでいたのかなどのつぶやきが多く聞かれました。3つ目は、ふるさとへの誇りや感謝の気持ちを強くしつつあるということです。今年度、東明小の活動が認められ、岐阜県ユネスコ青少年グランプリ賞（文化賞）を受賞することができました。第三者の皆さんから高く評価をいただけたことがふるさとへの誇りや感謝の気持ちを強くすることにつながりました。

課題については、道具等の確保や指導者の確保、学校の授業においてどの時間にどのように位置づけたらよいかなどが上げられます。

次に、今後の展開についてお答えをします。

今後も茶道講習会を通して、ふるさと可児の歴史や伝統文化について学んだり、礼儀作法を身につけたりできるよう体験活動を推進していきます。

平成27年度には今年度の実施校3校に加え、兼山小学校、帷子小学校、2校を加え、合計5校で実践を予定しております。新しく始める2校は、総合的な学習の時間の内容を変更し

て実践する予定です。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（酒井正司君） 美濃桃山陶の整地整備PR事業ですが、確かに補正のほうで広報戦略プロデュース委託料として585万円も補正を組まれて、本予算のほうでPRという事業が消えたので、ちょっと不思議に思ったというか、むしろ調査がある程度落ちつき、保全事業がこれから継続していくわけですが、次の軸足は、やっぱり事業の軸足としてはPR事業がかなり大きな柱となるという観点から、その辺、なぜPRという事業名を消されたのか、その辺のいきさつをお聞かせください。

教育文化財課長（長瀬治義君） 今の委員の意見、同感でございます。非常に重要になってまいっていると思っております。

平成26年度の補正予算が繰り越しにより平成27年度内で行われるということによる重複を避けるという考え方でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 97ページ、給食センター運営経費です。

前年比マイナス計上であれば、昨今の原材料高騰による給食費値上げをする自治体もある。本市の現状はということをお願いいたします。

学校給食センター所長（山口好成君） お答えいたします。

給食センター運営経費におきましては、対前年比がマイナス1,338万2,000円となりました。主な要因につきましては、給食提供日数が平成26年度と比べ5日間減って、200日になったということによりまして給食材料費の支出が減ったことによるものでございます。

現在の給食費は、1食当たり、小学校で260円、中学校で290円で、これは県内21市のほぼ平均額となっております。

学校給食費につきましては、昨年、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられました際に、値上げは行わず、税率が10%になった時点で、小学校、中学校ともそれぞれ10円の値上げをさせていただきたいと保護者の皆様方にはお知らせをさせていただいたところでございますが、本年10月に予定されておりました10%への引き上げの時期が延期されましたことによりまして、新年度の料金改定を見送らせていただいているところでございます。

御指摘のとおり、昨今の原材料の高騰によりまして納入業者のほうからは4月から単価が上がりますというような通知をいただいている食材もございます。また、野菜類につきましては、気候の影響によります生育状況で価格が大きく変わってまいります。平年並みの出荷量で価格も平年並みで推移すればと願っているところでございます。

いずれにいたしましても、引き上げられました3%の消費税分の負担と、それから若干の原材料の高騰によります現状で大変厳しい状況の中ではございますが、そうした現状を踏まえながら、毎月開催をしております給食用物資購入選定委員会におきまして、安価で良質な

食材を選定していただきたいと思っております。

引き続き、食材単価の推移を注視しながら、予算の範囲の中で栄養バランスのとれた献立を考え、安全で安心なおいしい給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 数字を伺います。

国民健康保険のところで、99ページですが、平成27年3月現在、出なかったら3月じゃなくてもいいですけど、国民健康保険加入世帯数、それから退職被保険者数、そして後期高齢者の数と前期高齢者の数を教えてください。

国保年金課長（桜井孝司君） 平成27年3月1日現在で国民健康保険の加入世帯は1万4,887世帯でございます。前年同時期と比べましてマイナスの119世帯。退職被保険者につきましては1,134名、同じく前年比マイナスの324名。後期高齢者医療加入の対象者につきましては1万118名、前年比プラスの461名。国民健康保険加入の前期高齢者につきましては1万1,657名、プラス453名でございます。以上です。

委員（富田牧子君） 前年比でその国民健康保険の加入世帯数が減っているわけですけど、そこら辺の原因は何ですか。

国保年金課長（桜井孝司君） 国民健康保険退職者が減りまして後期、前期がふえている理由ですが、この市の人口ピラミッドを見ていきますと、いわゆる団塊の世代、昭和22年から昭和24年にお生まれの方のピークが65歳を完全に超えたという現象がございます。これに連動していると考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 109ページの後期高齢者医療のほうですが、新たに口腔健診を実施するということでしたけれども、どういう、実施方法について伺います。

国保年金課長（桜井孝司君） 実施方法につきましては、現在可児歯科医師会と可児市、御嵩町の3者で実施に向けての調整中でございますが、現段階では誕生月の前に該当者全員に健診案内をして希望者は直接医療機関に申し込むという方法を考えております。

医療機関では広域連合と県の歯科医師会により作成されました県の共通の健診票により問診を進めてまいります。問診項目10問と歯科医師による診査により歯、それから歯肉の状態、しゃく能力（かむ力）、それから舌の状態や口の中の乾燥状態、嚥下機能（飲み込む力）などを調べてまいります。

なお、健診にかかる経費は4,000円で、5%に当たる200円を受診者が窓口で負担をし、残りの3,800円の人数分を委託先の歯科医師会にまとめて支払うという流れでございます。以

上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質問に移ります。

次の3問はあわせてお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 111ページ、地域支援事業について。

新規事業、地域支え合い活動助成制度の対象となる団体などはどのようなものか。

委員（中村 悟君） 同じく地域支え合い活動助成金の対象となる活動とその手続方法についてお伺いします。

委員（富田牧子君） 同じく地域支え合い活動助成金はどういった活動に対してどのぐらいの助成をするのかということです。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムを構築していくためには、地域におけるインフォーマルなサービス、つまり地域の支え合い活動がたくさん提供されてくることが重要な要素となってきます。

地域支え合い活動助成制度は、地域の高齢者ができる限り住みなれが地域で継続的に生活がしていけるように、高齢者への日常生活の支援とか、介護予防に寄与する自主的な活動を行う、そういった地域住民などの団体に対して、その立ち上げや活動、運営にかかる経費の一部を市が助成することによりまして地域支え合い活動の活性化、拡大を図ることを目的としております。

対象となる団体については、地元の支援団体とかNPO法人、任意のボランティア団体、それから地区社会福祉協議会、地区の単位老人クラブといった団体を想定しておりまして、活動の継続性という観点から、団体構成員の人数については少し条件を付していこうかというふうで考えております。おおむね5人以上とかそういった想定をしております。

助成対象とする活動については、大きく3種類区分する予定でございます。1つは高齢者の集う場、宅老所の運営です。2つ目は生活支援サービス、これは調理とか掃除とか買い物支援とか、そういった生活支援のサービスを提供する活動。3つ目は安否確認とか見守り、そういった活動をする、この3つの活動に対して助成していこうというものでございます。

ただし、宅老所につきましては、既存の宅老所運営等補助金という補助金が現在存在いたしますので、平成27年度につきましては、混乱を避けるため既存の補助金を継続いたしまして、平成28年度から統合していくという予定でございます。

助成につきましては、これら3種類の活動に対し、大きく分けて活動団体を立ち上げるための経費に対する助成、もう1つは活動を運営するための経費に対する助成を予定しております。

助成単価については、これは現在調整中でございますが、現時点でおおむね説明させていただきますと、立ち上げ助成については、拠点施設整備経費100万円に対しまして4分の3

までの補助とか、開設に必要な備品等の準備経費に30万円までとか考えております。

運営の助成については、基本月額を例えば5,000円程度にしまして、そこにサービス提供料に応じた加算をするように考えておりますが、これについては1日1人当たりのサービス単価とかそういったものを決めていく必要があるというふうに考えております。現在、この点につきまして最も調整精査が必要な部分であるというふうに考えております。

なお、宅老所に係る運営経費助成につきましては、現行の宅老所運営助成金額をそのまま引き継いでいくという予定でおります。

今現在活動してみえる既存の活動団体もございますので、予算を議決いただいた後、それらの団体の方の御意見もいろいろとお聞きしていった上で、単価、内容、その他、さらに調整精査しまして決定していきたいと考えております。

これらの準備を行いまして、7月ごろには制度を開始したいというふうに考えております。

手続の方法につきましては、これは通常の補助金交付の方法と同様に、申請方式により行うよう要綱を定めていきます。

これら要綱とか決定した要件、基準というものにつきましては、地域での会議とかホームページ等でお知らせしまして、担当課において事前相談や申請を受け付けるということをご予定しております。以上です。

委員（富田牧子君） 3分野の区分はわかりますが、問題となるのは生活支援の部分だと思うんですね。これって今まで、例えばシルバー人材センターがやっていたとか、そういうことにも重なってくるような部分だと思うんですけど、有償ボランティアという考えもありますし、これは生活支援って、例えば調理とか、掃除に行くとか、それは利用者からやっぱり利用料を取るわけですよね。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） この活動につきましては、地域で行われる自主的な活動ということでございまして、利用料につきましては、それぞれ活動してみえる団体が有償でやられるか、無償でやられるかと決めていただくということになるだろうというところです。

委員（富田牧子君） それは有償でも無償でもいいということですか。すごくびっくりしました。私は、この活動に関してはもちろん有償であるのが当然だと思います。

宅老所だって、行って、食べる分はちゃんと払うわけですから。見守りはお金は払いませんけど、そういう活動じゃないと、種類が全然違うのに、利用料を取っても取らなくてもいいよとか、そんなことでは、やる側もやられる側もすごく混乱すると思うんですけど、そこをきちっと基準とかそういうことはお決めにならないのですか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 現実的に今実際活動してみえる団体もございます。有償でやってみえる団体が多いとは思いますが。そういった、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、そういう既存で活動してみえる団体の方とも協議、意見をお聞きしまして、実際どの程度利用料を取っていただければいいのかと、あるいはそれに対してどれだけ運営の助成をすればいいのかというところは、御意見をお聞きして決めていきたいというふうには思っております。

委員（伊藤健二君） 同じ場所で、安否確認が対象事業だということを言ってみえました。見守り・安否確認ですね。それで、今、例えば高齢者の安否確認は、定期的には民生・児童委員がやっているんだけど、それとは全く別建てでそういう活動を地域限定でしてもらおうという考え方に立っているのか、民生児童委員の活動と常時連携させて何か事を構えようというイメージなのか、そこをお尋ねしたいのが1つ。

それから、生活支援にも安否確認にもかかわるんだけど、例えば地域には カフェとかいって雑談を初めとして、それをきっかけにつながりと連携を確保して横のつながりをつくるという動きが幾つかあります。私の住む土田にも健康体操だとか、それが飽きると今度は花見に行ったりとか、そういうんじゃないかと、それもやるけれども、毎回お茶も出して、手づくりのお茶で飲んだりとか楽しんだりとか、簡単な食事をやったりとか、そういういわゆるサロンのようでサロンでなくて、要するに地域の特性とやっている側の主体力量の関係で、自発的な内容がいっぱいあるんですよ。

こういう部分を今どれに該当するのかといってもわからないので、このカフェだとか健康体操、散策を含めたそういう動きについては、どこの対象事業になるんですか、ならないんですか。その辺考えについて、ちょっとお教えてください。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） まず、見守りの件につきましては、当然今、民生委員がひとり世帯とか高齢者世帯を見守りしてみえるわけですがけれども、その活動とは別に、地域で見守りをやっていく。例えば一つ考えられるのは、ごみ出しなんかでも、実際ごみを出すときに声をかけて見守りするとか、そういうことも考えられるわけで、そういう民生委員とは別に活動していただくというところがございます。民生委員は仕事というとおかしいですがけれども、骨折ってやってみえるんですけど、そういう立場でやってみえますけど、それとは別に地域で団体を立ち上げてやっていただく。当然地域で多職種連携会議みたいなものをこれから立ち上げていかないといけないと思っていますので、そういった中で民生委員やそういう団体、あるいは地域包括支援センターなんかがその中に入って活動の連携をとっていくというようなことは必要なあというふうには思っています。

それから、サロン、カフェとか、そういった健康体操とかいったサロンの活動につきましては、実際、宅老所という枠の中では対象になります。ただ、宅老所も一定の要件、例えば何回以上開催してもらいたいとか、助成する中でそういった条件はやっぱりつけていく必要があるというふうに思いますので、その辺は月2回以上、週に2回以上とかそういう条件は必要になってくると思います。ですから、そこで助成がされる団体とされない団体というのが分かれてくる可能性はあります。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（酒井正司君） この制度は団体として5人以上ということですが、中のスタッフの方たちの扱いですが、地域貢献のいわゆるKマナーのポイント制度、これとの関連はどうなりますでしょうか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） Kマナーにつきましては、個人のボランティアの方が活動さ

れたお礼ということで、支え合いポイントを受け取るということでございます。この助成は、そういう支え合い活動がたくさん起こってきやすいように市のほうで助成をしていくという制度でございまして、そういったKマネー支え合いポイントでボランティアの方がたくさん生まれてくれば、そのボランティアの方によってそういう支え合いの活動が生まれてきて、地域の生活支援の体制が整っていくというような仕組みで考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 今のKマネーですが、地域支え合いでやっていただく団体に対してはKマネーを発行するんでしょう、違いましたっけ。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 地域支え愛ポイントは団体に対してじゃなくてボランティアをやっていた個人が対象ですよ。ただ、どういう活動をやってきた方にポイントが行くかというのは枠があると思いますけれども。

委員（伊藤健二君） それは知っているんですよ。個人の支え合いで、個人ボランティア登録してKマネーをもらう、それはいい。それとは別に、例えばKマネーには前段があって、リフォーム助成をやる時は10万円金が出るけど、これまでは現金が出た、これからはKマネーだよと。それから自治会の報奨金やなんかでももらうときもKマネーだよと。3月までに使い切りなさいといっているいろいろ言われている。現に使っているわけだ。その枠でいったら、これは出るんじゃないですかと言ったの。そういう意図もあって、Kマネーの総合システムというのは、今、広げているんじゃないですか。平成27年度方針をそういうふうに僕は理解していたけど。これは該当しないの。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） この助成については、今Kマネーの該当にはなっていません。ただ、将来的にそういうふうに移行するという事は考えられないことでもないですので、その辺は検討していく余地があると思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（山根一男君） この250万円ですね。これは想定したのは、例えば今から要綱をつくるという話ですけども、団体の数とかどのぐらいというのを、なぜ250万円になったのかというのを、もうちょっと説明してもらえませんか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） ちょっと予算の作成の段階でいろいろとございましたのであれですけど、一応立ち上がる団体がいきなり来年度に10や20出てくるというふうには到底考えておりません。当然、立ち上げるためにはまずしっかり市がアナウンスして、こういう活動が必要なんですよという中で、じゃあ活動をやってみようという方が生まれてくる。そういう方が今度団体を立ち上げようと思うと、人を集めたり、いろいろ団体の中のルールを決めたりしていかなきゃいけない。そう考えると、きょう、あすのうちにすぐ団体がぽんとできちゃうというふうには考えておりません。そうすると、今回250万円という予算なんですけれども、例えば2団体ぐらい出てくると、これは上限で計算すると、立ち上げだけで200万円、既存の団体がありますので、それで250万円を多分食ってしまうだろうというふうには考えております。

ただ、さっきも申しましたように、新たな団体が生まれてくるというのが、そうやって活性化してくというのが目的ですので、これが平成28年度に入ってふえてきていただければいいわけで、平成27年度にいきなり10、20出てくるというのは想定していません。ただ、うれしい悲鳴で、そういう団体が平成27年度にふえていただければ、その辺はまた補正という形でお諮りして増額していただければというふうには思っておりますが、今の想定としては、平成27年度はやっぱりそういった活動が立ち上がってくる準備期間で、平成28年度以降に実際そういう活動が、少しでも立ち上がってくればなというような想定で考えております。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 健康支援事業、112ページです。

重点事業説明シートのほうには書いてありましたが、ポレポレ教室、体操教室などのリーダーとなり得る人を集めるに当たって、スポーツ推進委員との連携を図ってはいかがでしょうか。

健康増進課長（井藤裕司君） お願いします。

ポレポレ運動教室などのリーダーとなり得る人を集めるに当たって、スポーツ推進委員との連携を図っていったらどうかということについてお答えします。

ポレポレ運動教室は、基本的に生活習慣病の予防といった健康増進と介護予防を目的に筋力トレーニングと有酸素運動を組み合わせるもので行うものです。

スポーツ推進委員は市のスポーツ推進を目的にスポーツの実技指導や助言を行っていただく方々であり、具体的には地域でのスポーツ活動を支援したり、軽スポーツの実技指導、審判指導などを行っていただいております。健康増進、介護予防等スポーツの普及という目的が少し異なると考えております。

しかし、市民の健康づくりに対してスポーツ推進委員の方々も非常に関心を持っておられまして、健康フェアでは、ノルディックウォーキングの体験会などを行っていただいております。

ノルディックウォーキングの普及には、地域のリーダーとなっていただく方を育成していくことが非常に重要であると考え、スポーツ推進委員の皆さんにも声をかけ、昨年指導者研修を実施したところであります。

また、可茂地区のスポーツ推進委員の研修会でも、ノルディックウォーキングを学んでおられるようです。こういったところで受講されたスポーツ推進委員が実際に地域の住民の皆さんと一緒にノルディックウォーキングを続けておられるということも耳にしております。

ポレポレ運動教室やノルディックウォーキング、それから運動ではありませんが、脳の健康教室など市が行う事業に参加された受講生から地域のリーダーとなっていただける人材を育てていくことや、スポーツ推進委員を初め、地域の各団体の方々が地域の健康づくりの取り組みを始めようとするときの指導者となるための研修などを市としては積極的に実施して

いきたいと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（天羽良明君） 重点シートのほうに、理学療法士が高齢者の集まり（サロン）等に集まってということが書いてありましたが、今回の予算では、前年度対比700万円ほど増額しております。この部分はこの理学療法士の委託というように考えてよろしいのでしょうか。

健康増進課長（井藤裕司君） 今回、介護予防教室の委託料として、前年に比べて大きくふえておりますが、これは介護予防の事業が高齢福祉課のほうから健康増進課のほうに移ってくるということもありまして、予算としては大きく変わってきております。そんな中で、理学療法士、それ以外の運動に関する専門知識を持った方々、いろいろな方々のお力をかりながら教室を実施していくというようなことで、そういった方々の費用も含まれておりますのでお願いします。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 112ページ、包括的支援事業についてです。

介護保険特別会計のこの包括的支援事業にも生活支援サービスという文言があり、それを提供するとあるわけですが、1つ前の項のところに、可児市版地域包括ケアシステム、いわゆるKケアシステムの記載があります。その中にも生活支援コーディネーターというのがありまして、それとの違い、関連はどうなんでしょうか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えいたします。

伊藤健二委員質問の中の生活支援サービスの提供というものにつきましては、資料でいきますと資料ナンバーの3、予算の概要の多分6ページに掲載されております、包括的支援事業・任意事業、これの欄に記載されている生活支援サービスのことだというふうに思います。これは予算の概要では112ページの任意事業の中の主な説明欄、ここに載っております安否確認・配食サービス事業とか、介護用品購入助成などの、これは市が提供している生活支援サービスのことを指しております。このサービスを利用しまして、支援が必要な方にこれらの生活支援サービスが適切に提供されますように、ケアマネジャー、それから地域包括支援センターがケアプランの作成などを通じて支援していくということでございます。

したがって、地域における生活支援サービス提供の体制構築に向けましたコーディネーター役でございます生活支援コーディネーターの生活支援という言葉とは直接関連するものではございません。ちょっと紛らわしい表現で申しわけございませんでした。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（富田牧子君） それでちょっとお聞きしたいんですけど、生活支援コーディネーターというのはどんな人ですか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） これはよろしいですか、後の質問で出てきますが。

委員長（伊藤 壽君） ああ、そうですね。

委員（富田牧子君） じゃあ、よろしいです。

委員長（伊藤 壽君） 次の質問でお願いします。

委員（伊藤健二君） 続きまして、番号2番ですが、同じく112ページ。

委員長（伊藤 壽君） 済みません、そうしたら次の質問でよろしいですか。

そうしたら、2番から52番まで4問一括でお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 地域包括ケアシステム推進事業です。

支え合いの地域づくり（共助）の核心として可児市版地域包括ケアシステム K ケアシステムのことが、の構築が位置づけられました。そうした中で、中核の事業というのはあるのでしょうか。

この地域Kケアシステムの推進事業は、1番目、構築の検証、分析を図るという仕事。2つ目、認知症地域支援推進員の配置をすること。3つ目、生活支援・介護予防サービスの創出を図る地域支え合い推進員の配置という3つの新規事業があるわけですが、どのような体制、組織をもってこれらの新規事業を実施していくのか、その説明をお願いします。

また、既存のケアマネジャー、各支援センター等におられますが、病院等にもおられます。こうしたケアマネジャー及び地域包括支援センターとの機構的な、組織的な関係はいかようになるのかお答えください。

委員（酒井正司君） 生活支援体制整備事業の人的推進体制をお聞かせください。

委員（中村 悟君） K ケアシステムのモデル地区はどこですか。

生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の人数と予算額、それとそれぞれの業務内容を教えてください。

委員（天羽良明君） 同じく、事業の内容とモデル地区選定理由を教えてください。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えいたします。

少しボリュームのある御質問ですので、少々説明時間をいただきたいと思います。

まず、支え合いの地域づくりの核心として、可児市版地域包括ケアシステムの構築が位置づけられたが、中核の事業はあるのかとの御質問でございます。

可児市版地域包括ケアシステムにつきましては、今回新規事業としています地域包括ケアシステム推進事業におけるモデル事業による検証、分析、それから地域支え合い推進員

生活コーディネーターのことですけれど、の配置、それから在宅医療の推進ということだけではなく、包括的支援事業における地域包括支援センターが行います個別ケースの相談業務とかケアプラン作成などを包括的に連携させまして、地域の高齢者を支援する仕組みを構築していくものでありますので、地域支援事業なども含めまして、それぞれの事業が重要な要素としてつながっているというふうに考えていただければと思います。

次に、地域包括ケアシステムにおける体制とその役割につきまして、まず生活支援コーディネーターのお話でございます。

地域での生活支援サービスなどの提供体制、これの構築に向けましたコーディネート役といたしまして、地域に不足する支援サービスの創出、それからサービスの担い手の養成、それから担い手が活動する場の確保など、地域の支え合いの活動を生み出し活性化していく役

割というのが1つございます。それから、地域の関係者間の情報共有とか、支え合い活動団体間の連携体制づくりなどを推進していく役割が2つ目でございます。それから、地域のニーズと実施されている支援サービスとのマッチングを図っていくという役割を担います。つまり、生活支援などの地域支え合いの活動を生み出し、つなげ、生かしていくということが大きな役割でございます。

その人材としては、国では地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績がある者、それから市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体と連携、調整ができる立場の者というふうにはしています。ただ、地域の中でこうした役割を担える人で地域で選ばれた人であれば、立場や職種は問わないものであるということではございますが、制度が開始されたばかりで、現実的にそのような役割を一般の地域の方に担っていただくというのは相当困難なお話ですし、制度の持続性とか専門性を考慮した場合、これはもっと成熟度を高めていく必要があるというふうには思われます。その点を考慮しつつ、当初は地域福祉の専門的担い手でございます社会福祉協議会の職員がございまして、そういった方に生活支援コーディネーターをお願いして、まずは制度構築を進めていきたいというふうに考えます。将来的には地域の方からということもありかと思いますが、まずはそういう形で進めていきたいと思っております。

なお、この生活支援コーディネーターとなるためには、国・県が主催する研修会を受講する必要があります。

配置する地区につきましては、最初から全域に配置するというのは当然人的にも難しいので、まずは高齢問題が喫緊の課題であります地区に1人ずつ、例えば帷子、桜ヶ丘などに配置していければというふうに考えています。

人材に係る協議や地区の考え方も尊重すべき点でありますので、平成27年度の目標としては最低でも1地区、できれば3地区程度配置をできればと考えています。

それから、認知症支援推進員につきましては、平成27年度は可児市地域包括支援センター、市介護予防係の保健師を1人充てます。既に、今年度に必要な研修を受講済みでございまして、平成27年4月から既に活動をスタートできる体制にはしております。

事業内容につきましては、大きく2つ。

1つは地域包括支援センター認知症専門医療機関、それから介護サービス事業者、認知症サポーターなどとのネットワーク形成による新体制を充実させていく役割。それからもう1つは、認知症の方とその家族を支援するための事業の実施が主な役割でございます。

相談業務はもちろんですが、認知症の状況に応じ、医療機関とか介護事業所などの関係機関へのつなぎを行う。それから認知症のケアを向上させていくための事業を実施するなどで、例えば認知症の方と家族の集いの場として認知症カフェといったものの実施や、病院・介護施設等の対応力向上推進のための認知症ケア講演会、講習会などの実施、それから市民や企業、団体などを対象にしました認知症サポーター養成講座、これは現在も行っておりますが、そういった講座の実施などを行ってまいります。

将来的には、1人ではなくて、各包括支援センターに、今ほかに4つございますが、そこにも1人ずつ配置し、より地域に密着した体制をとっていききたいというふうに考えております。

次に、既存の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの役割を含めた地域包括ケアシステム体制におけるこれらの関係はどうかという御質問ですが、1つに生活支援コーディネーターが地域で支え合い活動を実施する団体の立ち上げを誘発、支援していくということで、地域に生活支援などのサービスが数多く立ち上がりまして、在宅の高齢者がそのサービスの提供主体として参加したり、あるいはサービスを利用する人としていたりすることで地域の支え合い体制がまず構築されていきます。

一方、地域包括支援センターやケアマネジャーが支援を必要とする人のケアプランなどを作成する際に、在宅医療医師や在宅介護事業所との調整のほかに、生活支援コーディネーターが立ち上げたそういった支援サービスをケアプランに盛り込んだりして活用していきます。これにより、地域包括ケアシステムの構成要素であります医療・介護サービス、それから地域の支え合い活動というものをつなぎまして在宅介護を包括的に支援していくというものでございます。

また、特に認知症の人と、その家族への相談業務につきましては、先ほどの地域包括支援センターに配置されました認知症地域支援推進員が専門的に対応を図っていくといった役割体制を想定しております。

それから、モデル事業についてです。

モデル事業は、既に地域による生活支援サービスが醸成されている小地域において介護保険事業と在宅医療を連携させる形で実施してきます。そしてモデル地区で養ったそのノウハウや検証結果をもとに地域包括ケアシステムを構築する上での課題とか解決策を検証、分析する。そういったことで将来的に各地区へ包括ケアシステムを広めていくということを目的としています。

モデル地区は、若葉台地区に今お願いする予定でございまして、一部声かけは進めております。若葉台地区に協力をお願いする理由につきましては、まずは市内で一番高齢化率が高いということで、高齢化に伴うさまざまなニーズを有している地域であるということがまず1つです。それから、地域組織による生活支援サービスの提供とか、宅老所などの活動を、もう既に先駆的に展開しておりまして、地域包括ケアシステムが示す住まいと生活支援のつながりが既に構築されております。共有意識が醸成されているという地域であるということがその理由です。これに新たに医師の視点を加えまして、地域包括支援センターを中核としまして介護保険事業所にも協力いただき実施していきます。

モデル事業の実施内容については、まず在宅介護に関するニーズ実態調査というのをやっぱり行っていく必要があるということで、支援が必要な方や地域のニーズなどをしっかり把握するという作業がまずあります。

それから、地域包括支援センター、医師、介護事業所、地域の方などをメンバーとした多

職種連携会議、これが一番大切だと思うんですけど、この会議を立ち上げまして、この会議の中で繰り返しケース検討を行って行って、必要なサービス、されない支援は何か、そして在宅医療につなげていくにはどうしたらいいのかということなどを実施における課題や地域に必要なサービスの創出、医療との連携、そういったものを協議していきます。

また、実際に協力していただける、支援を必要とする御家族に対しましては、ケアプランの作成を通じまして必要な支援を行っていくということです。

多職種連携会議とか、そういった実施を通じて明らかとなった課題とか、その抽出、その対応、解決策を模索していきまして、システムの内容を構築していくということでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（富田牧子君） お聞きすると、若葉台に、県の補助を受けていろいろ活動していた建物があると思うんですけど、そこに、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが来て、いろいろ若葉台地区の在宅ニーズの調査をやると。それから、多職種連携会議という会議があるんですが、この多職種連携会議に若葉台地区でいろいろ担ってみえた民間のいろんなボランティア団体の方とか、そういう人も入って、この人には在宅支援をするのにどうということをやったらいいのかということ相談すると、そういうことでしょうか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 富田委員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

ただ、生活支援コーディネーターについては、最初からというのはなかなか難しいところがありますので、今、予定では平成27年10月ぐらいというふうに考えています。また、コーディネーターは若葉台地区だけのコーディネーターではなくて、例えば若葉台にコーディネーターをやっていたのであれば、帷子地区のコーディネーターということになってきますので、もう少し広い範囲で守備をしていただくことにはなりますが、当然若葉台のモデル地区のコーディネートの役は担っていただくということでございます。

委員（富田牧子君） 今、帷子地区は前ほどの日数はないですけど、社会福祉協議会からちゃんと見えていますよね。ですから、その方たちに今やってもらっていること以外に今度はこれもやっていただいて、全帷子地区をさらにモデル地区みたいにできるところがあるかどうかいろいろ見ていただくという、そういうイメージでよろしいですか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 大変遠大な話になってきますけれども、今、実際、社会福祉協議会地区担当の職員が帷子地区は一生懸命やっておりますが、その生活支援コーディネーターの役割というのはその延長線上にある話で、例えばじゃあ生活支援コーディネーターがいて、地区社会福祉協議会の職員がいて、それぞれの役割は何と言われたとき、なかなか線引きがしにくい。むしろ地区社会福祉協議会の地区担当の職員が生活支援コーディネーターとして地域の福祉を担っていただければ、まさに本来の役割を担っていただけるのではないかとはいふには思っています。

確かに帷子地区全体を見ていくというのは非常に大変な話だと思いますけれども、その辺はまた状況によって柔軟な対応ができるようには考えていきたいとは思っています。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 大分イメージが出始めてきたと思うけれども、よくわからないんですよ。

それで、重点事業説明シート10ページのところに今話題のケアシステム推進事業の概略図が載っていますが、地域包括ケアシステムの全体は外丸の書いてある大きな緑色で囲った白抜きの絵がその地域なんでしょう。その中に地域包括支援センターというのが左端に書いてありまして、その中にケアマネジャーがいます。

私が質問したいのは、その横に書いてある相談業務やサービスのコーディネートを行いますと、これがいわゆる生活支援コーディネーターと推測されますけれども、この包括支援センター単位ごとに最低1人は生活支援コーディネーターを配置する。地域支え合い推進員を配置する。これは最低限。だけど、それは最低であるので、今後はもっとふやしたいということでしたよね、説明の流れは。その人は、特に専門資格でも何でもなくて一般の人と。ただし国と県の講習を受けるという説明でした。この人はケアマネジャーの人たちと一緒にやってやる場合が多いと思うし、下手するとケアマネジャーの数よりも多くなるんじゃないですか。そのさっき言った、若葉台地区なら若葉台地区に1人くつつくということもあるだろうし、いやいや、隣の帷子地区まで目くばせしてもらおうよといっても、西部区域の包括支援センターは今旧サンビューの中にありますが、あそこにいるケアマネジャーの総数というのは御存じのとおりですよ。これは全町内エリアをくまなく見ていくというふうじゃないから、出発時点と将来とはちょっと違いますけど、要するにケアマネジャーの資格が要るんじゃないですか。その物事を理解する上では。要するにコストがかかるからなのか専門家を嫌って、安づくり体制にはなってくるんだけど、実態的に動かないんじゃないかという心配を今しておるんです。そういうものにどう向き合っただけで応えていこうとしているのか、その御説明をお願いします。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 今ちょうど重点事業シートの説明シートの10ページをごらんになっていただくと、地域包括ケアシステムの姿という図が載っています。今、伊藤委員がおっしゃられた相談業務やサービスのコーディネートを行いますというのは、これは地域包括支援センターの役割のほうへこの矢印がずうっと向いていると思います。

生活支援コーディネーターは、この下の欄の生活支援・介護予防、これを行う団体をコーディネートする役割です。ここの部分をコーディネートして、地域包括支援センターや介護事業所や医療につなげていくという役割。ですから、守備範囲としては、この生活支援・介護予防の活動団体をコーディネートしていく、ここの部分に入ってくる。地域包括支援センターとかケアマネジャーは、その生活支援の取り組みとか、介護事業所が行うサービスとか、医療関係、在宅医療も出てくれば在宅医療も含めて、それをケアプランとかを使って一つの、AさんならAさんのケアの計画をつくっていくという役割なんです。ですから、地域包括支援センターが生活支援コーディネーターがやるような生活支援団体の立ち上げとかそういうものをやるわけではなくて、包括支援センターはあくまでも今やっている業務の中で、当然

ケアマネジャーも含めてですけどケアプラン作成をして、それぞれの介護が必要な人の支援をしているわけですが、そこの中に地域でやっている生活支援とか、そういったものもプランの中に必要であれば加えていって、それをつなげて一つの地域で介護できるプランとしていくというようなイメージなんです。

生活支援コーディネーターは、先ほど言いましたように、そういった生活支援の活動をする団体をふやしたり、養成したり、うまく調整したりしていくという役割を考えております。委員（伊藤健二君）生活支援コーディネーターはどこにいるんですかという問い合わせがあったときに、その辺はどういうふうに周知徹底を図るおつもりですか。どこかにまとめて載せるとか、その家を図示するとか、そういうイメージの話なんですけど、どういうふうでしょうか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君）今想定しておりますのは、先ほどもちょっとお話ししましたように、当初は社会福祉協議会の職員にお願いする予定ですので、まずはそのコーディネーターは社会福祉協議会のほうですよというようなことはアナウンスできると思いますし、将来的に、地域の中でそういう役割を担える人が出てきた場合は、当然その地域の生活支援コーディネーターはこの人ですよというアナウンスは何らかの形、いろいろ考えられると思いますけれども、お伝えしていくようにするつもりではございます。

委員（小川富貴君）コーディネーターに関して一番よくわかるんじゃないかなあと思って聞くんですけども、受講されるということですね、コーディネーターになるために。どのぐらいの時間、どういった内容を受講されるんでしょうか。それでコーディネーターの役割というのはよく見えてくるんじゃないかと思うんですが。

高齢福祉課長（宮崎卓也君）研修についても、国・県が主催する研修会ということで、そんなに長い研修会にはなっていないと思います。一般の方も参加する研修会ですので、例えば1カ月とか2カ月とか、そういうような研修ではなくて、3日とか1週間とか、そういう研修になってくると思います。

委員長（伊藤 壽君）以上でよろしいでしょうか。

委員（小川富貴君）回答漏れです。どういった内容をということもお尋ねしたんですが。

高齢福祉課長（宮崎卓也君）研修の内容につきましては、先ほどもちょっと説明しましたけど、生活支援コーディネーターの役割とか、業務内容とか、そういったものの研修がなされていくというふうになっていると思います。ただ、その研修の具体的な内容については、ちょっと把握しておりませんので、この場でどういった研修なのかというのは、申しわけありませんが、お答えできません。

委員（富田牧子君）帷子では社会福祉協議会から来ていただいて、さっきも言いましたけど、ちょっと日数は減りましたが、いつもいていただいて、帷子のそういう福祉を前進させるために今までにいろいろ仕掛けもやっていただいております。それに、各地宅老所みたいなサロンや、自治会が強力に推進していただいて送迎のボランティアはできましたけど、そのほかのことについてはなかなか進まなかったわけですよ。そういうボランティア団体、

例えばサロンじゃない宅老所とか、それを各地でつくりたいとかいろいろ腐心してみえましたが、それってできなかつたんですよね。できなくて今のこの状態になっているというふうに私は認識しています。もともとそういうことを求めること自体が大変過大なことを、この生活支援コーディネーターに負わせるんじゃないかというふうに思って、ほとんど、はっきり言って実現不可能じゃないかというふうに思っておりますけど、そこら辺は今までの経過を見て、どのように思われていますか。本当にこういう形で社会福祉協議会の人を中心になってやっていただいて、このようなサービスが地域で提供できるというふうに考えておみえになりますか。ことし1年でじゃなくても、もちろんことし1年でと書いていませんし、でもその先を考えてもなかなか困難じゃないかと思うんですけど、どうですか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 現実問題として、おっしゃるとおりのところはございます。

ただ、当然社会福祉協議会の生活支援コーディネーターだけにお任せするわけじゃなくて、当然市やそのほか関係者も支援していくわけですが、そういった中でそういった地域の支え合い活動が生まれてくるという必要は、困難な中ですけどあると思います。

地域ケア会議なんかを実施しますと、結局やりたいけど、という人は実はお見えになったりするんですね。地域の問題点なんかをいろいろ話していく中で、やっぱりこういうのが必要だねとか、うーん、という話が出るんです。ただ、それをまとめてやっていこうという人がやっぱりなかなか難しいんですよね。だけど、そこをうまく市や生活支援コーディネーターが協力いただけるように誘導するといったらおかしいですけど、いざなっていくということで、今後少しずつそういう支援する人が、やる気のあるというかやらなきゃいけないと思っている人はいるもんですから、そういう人を生かして、少しずつ活動をふやしていければなあというふうには思っています。以上です。

委員（富田牧子君） 私、もう1つ聞きたかったのは、地域福祉協力者の件ですよ。

新たに、ちょっと戻ることになって申しわけないんですけど、先ほどのところに地域支え合い活動の助成制度の中で3つの分野があると。宅老所、生活支援、見守りと。見守りなんかをこの地域福祉協力者という人はやってくれている地域もあるわけです。だから、あれもこれもいろんな名前をつけて、ごちゃごちゃ組織をするんじゃなくて、例えばこれをふやしていくとか、そういうことにしないと、何か名前ばかりつけてスポーツの指導員もそうですけど、もう本当にごちゃごちゃでわからない。この人は何をするのか。この人に対して支払われるお金はどうなのか、他との差はどうなのかという、そういうこともきちっとしていただかないと、本当にみんなが気持ちよく協力して福祉のボランティアをやりたいというときに、何かうまくいかないような気がするんですけど。

私の質問は、福祉協力者は今後どうするんですか。

委員長（伊藤 壽君） 済みません、質問を簡潔にお願いしたいと思います。

考えは後ほどまた動議を出していただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

健康福祉部次長兼福祉課長（安藤千秋君） 地域福祉協力者につきましては、福祉課が担当

しております。

民生委員の方の手助けをしていただくということと、それから地域で隣近所の方を見守ってもらおうということをお願いしております。重層的にいろんな方に見守っていただければ大きな問題も起きないだろうということで、地域福祉協力者については、今後ともふやしていきたいと考えています。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これらの質疑については以上で終わります。

次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 同じく112ページの任意事業のところですが、この介護用品購入助成費が1,600万円計上されておりますけど、どういったところにどのようなものを購入助成ということでしょうか。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えいたします。

介護用品購入助成事業につきましては、これは平成5年から継続して実施している事業でございます。

在宅の高齢者に対しまして、寝巻き、肌着、防水シート、おむつの4品目につきまして、その購入に要する経費の一部を助成しまして、介護に係る負担の軽減を図っていくという目的の事業でございます。

助成対象者は、本市、可児市に住民票を有する、可児市民の要介護認定者で、在宅で介護を受けてみえるという方が条件になります。

助成対象額は、寝巻き、肌着、防水シートの3品目につきましては、それぞれ年1回に限り、寝巻きが1万2,000円まで、肌着が5,000円まで、防水シートが8,000円までとなっております。おむつにつきましては、要介護1から3の方が月3,000円まで、それから要介護4・5の方が月6,000円までとなっております。これは月ごとです。なお、助成対象額につきましては、受給世帯の所得区分によりまして自己負担割合を設定しておりまして、市民税所得割額が4万5,000円以下の世帯の方は負担ゼロ、それから4万5,001円から18万円の世帯の方は50%負担、18万円以上の市民税所得割額がある世帯につきましては、これは助成の対象になりません。助成対象者には1年分の助成券を申請に応じまして交付いたします。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 同じく任意事業のところ、重点事業説明シートに記載されております介護相談員派遣事業というのはどのようなものか説明をお願いします。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えいたします。

介護相談員といいますのは、別名安心介護パートナーというふうに呼んでおります。いろ

んな名前があって申しわけありませんが。

市職員、事業所職員、利用者でもない第三者的立場の方が介護施設などを訪問しまして、サービス利用者への声かけとか聞き取りを行います。そこでサービスへの疑問や不安の解消を図っていくということ。そして、そうした声を事業者につないでいくことによりまして、介護サービスの質的向上を図っていくという目的がございます。この事業につきましては、平成14年度から継続して実施しております。

職務といたしましては、サービスの現場へ出向きまして介護サービスの現状把握を行い、介護サービス利用者の話をいろいろ聞き、相談に応じます。サービス事業者と意見交換をしたりするという業務です。

非常勤の特別職員として今5人を委嘱しております。2人1組で月に5つの事業所のペースで訪問していただいております。訪問の対象となっている施設につきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービス、ショートステイなどでございまして、平成26年度現在で市内39事業所を巡回していただいております。

また、月1回全員の方に集まっていただきまして、これは市職員も含めた情報交換会を行っております。そういったところから出てきた訪問で得た意見などにつきましては、市から事業所にお伝えしまして、必要に応じ改善を求めています。

この委員さんの方々の報酬につきましては、1人1日当たり5,000円ということになっております。以上です。

委員（富田牧子君） いつから名前が変わったんでしょうか、安心介護パートナーから介護相談員に。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 申しわけございません。いつからというのがちょっと資料を持ち合わせてございませんので、ただ介護相談員ということの名前は使ってはおりますけれども、ちょっといつから安心介護パートナーというふうに通称で呼ぶようになったか、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、今はちょっとお答えできません、済みません。

委員長（伊藤 壽君） それでは、後ほどお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で事前の質疑は終わります。

〔「委員長」の声あり〕

そのほかの質疑を許します。

質問される方はお1人質疑1回につき1問としてください。

委員（小川富貴君） 先ほど私が質疑したところについての訂正をしたいのですが、後のほうがよろしいでしょうか、今してよろしいでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） 後でお願いします。

質疑ですね。

委員（伊藤健二君） 会議の冒頭の8から12、(6)までの間の生活困窮者自立支援事業のと

ころで、最後にちょっと聞き損ねたので、この1点だけ、福祉部長に直接お尋ねをしたいということです。

今、国のほうでは、自助・自立路線のもとで安上がりなこうした支援事業というのが上から押しつけられてきていておるわけですが、この生活困窮者自立支援というのは大変難しい課題もしょっているわけですね。可児市にはこうしたモデル事業を担えるような自立サポートセンターや、あるいはそうした民間団体もまだ成熟していない中で、市が直接今まで生活保護対象者もしくは相談者に対しては対応してきました。市の公務員である職員がケースワーカーとして対応し、さまざまな問題、課題に仕分けをし、課題を整理して受給できる人も受給できない人についても必要な援助を行ってきたというすぐれた経験があるわけですが、今後はこの生活困窮者自立支援事業なるものが出てきたことによって、市の職員は後段に下がってしまうということがさっき明らかになりました。

そこでお聞きしたいのは、こういう他の民間組織の支援組織もない中での可児市において、市が直接対応していたものを今度は民間に委託をすると、まだその先については決まっていないという状況のもとで、可児市で生活している、住民票がある人もない人も含めているような方がいろんな困難を抱えておる中で、一体何が一番大事なのか、在住市民との関係でどういう信頼関係をつくるために何が一番大事なのか、そこは部長としてはどう考えておみえになるか、一言で結構ですがお願いします。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から実際に事業として展開されてくるわけなんですけれども、これまで市の福祉課の生活福祉係で生活困窮者、これは生活保護に至った方はもちろんのこと、それまでに至る少し手前の方についてもきちんと支援はさせていただいておるというのが現状でございます。

今後、この辺のところにつきましては、先ほどお話がございましたように、民間事業者に対しまして委託をするという部分と、それと引き続き生活保護に至る方については、福祉課のほうで対応するというところで、2建てになるわけでございますけれども、ただそのところはきちんと両者連携をとりながらやっていくという中で、特に現在福祉課の中でもより突っ込んでその方の支援をするという部分については、やはりまだ足りない部分というのは当然今あるわけなんです。その部分をやはり市民の方の立場に立ってみますと、もう少し行政側として何とかしてもらいたいなあという部分は多分におありだったと思うんですけれども、その部分につきましては、民間事業者の方に委託することによって、きちんとそんなところを対応させていただきたいということで、決して市役所がこれまでどおりのことをやらないがために、市民サービスから見て低下することがないように、きちんとそのところは対応させていただきたいというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） 以上でよろしいですか。

ほかに質疑がございましたらお願いします。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、これで質疑は終わります。

委員（小川富貴君） 失礼します。訂正をさせていただきます。

私、先ほど36番のところ、外国語推進コミュニケーション事業で執行部答弁がこういうふうにあったというふうに申し上げました。そのときに一般質問でお聞きしたというふうに申し上げましたけれども、一般質問ではなくて本会議質疑でございましたので、その点、修正させていただきます。お願いします。

委員長（伊藤 壽君） それでは、これで終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。御退席ください。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時53分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

きょうの予算案の質疑及び審査を通して、今後の予算執行に向けて議論するために自由討議の動議がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員（天羽良明君） 児童発達支援事業について、自由討議をお願いしたいと思います。

委員長（伊藤 壽君） ただいま自由討議の動議がありました。

この動議に賛同する委員の方は見えますか。

〔挙手する者あり〕

賛同委員が見えますので、ただいまより自由討議を認めます。

意見のある方は挙手して発言をしてください。

御意見ございますか。

委員（天羽良明君） 先ほどこども発達支援センターくれよんの所長のほうからお話がありましたけれども、障がいのある未就学児童の教育の場として、こども発達支援センターくれよんが大分市民に浸透してきたということのあらわれかもしれませんし、子育て支援の側面ということもあるかも知れませんが、現在は定員が施設の容量からするとオーバーしていると。また、野呂委員の質疑にもありましたが、通所希望者も増加傾向にあるということで、皆さんも施設をごらんになったと思いますけれども、スペースが拡張できるようなスペースもございません。また今現在は、職員の方も不足ぎみというような形ですが、職員をどんどんふやすということもできないだろうというふうに思います。

いろんなICT備品の検討事例について、先ほど所長は特別支援学校の研究事例なんか少し研修したということもありましたが、普通と言っははいけません、学校教育、先生たちに対するICT活用の民間の研修等々のインターネットのほうとか記事とかを見ておると、ICTの機器がいいということはわかっておるんですが、予算をつけて宛てがわれても、その使い方がいまいちょっと有効に活用できるか自信がないというようなところで、

今まだ議論が始まったばかりということもあるかも知れませんが、使い切れるかどうかという、ちょっと遠慮の部分もあろうかと思えます。そして今現在は自分の持っている iPad を2つ実験的にやってみえるという状況の中で、そういったICT活用はいいものだというふうにはわかってはいるが、今年度の中にはちょっと少なかったような気がしておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） これに関して御意見ございますか。

委員（富田牧子君） 今研究されているということですから、別にこちらで先んじなくても研究をしていただくということで、子供それぞれによって違いますので、どの子にもいいということでもないので、大多数はいいかも知れませんが、もっと研究していただいた上で予算要望をしていただいたほうが私はいいいと思いますけど。

委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見ございますか。

委員（野呂和久君） こども発達支援センターくれよんに来ていらっしゃる方と、あと保育園等でこうした発達障がいというか、障がいを持っていらっしゃるお子さんの中で、それぞれ療育というのは、先ほどの説明にあったように、お一人お一人全く個別対応していかなきゃいけないという中で、今IT機器を使った教育というのが少しずつ見直されてきていて、先ほどの説明でも力加減がiPadだとしやすいつか、今いろいろ御説明がありましたけれども、今、確かに職員の個人のものを使って今実験段階的にやってみえるということなんですけど、先ほど天羽委員がおっしゃったように、その活用の仕方を教えてくださいということらしいので、そういう方に教えるを請うというか、そういうことも必要の中で活用の仕方が、こうすることで活用できるんじゃないかということがまた学んでいければ、そこからまた必要なIT機器を購入していくということも、これから必要になってくるんじゃないかと思えます。

委員（山根一男君） 障がい児の未就学の件、非常に大事だと思います。ICTはその一部門であって、そう大きな問題ではないと思うんです。そういう自主勉強的に広がってっていくということで、それは今のところいいと思いますけれども、こども発達支援センターくれよんがもう手いっぱい、民間でもそういう動きも聞いていますし、未就学に限らず放課後デイサービス、物すごい勢いでふえています。

発達障がいとかをお持ちの子がたくさんいて、ふえるという傾向にあって、それはやはりなるべく大体小学校2年生ぐらいまでという話ですけれども、療育のほうへ導いていかないと結果的には福祉の予算がもっとももっとふえていくということもありますので、この辺にさらに力を入れてもらうような方向を議会としても要望していくのはいいんじゃないかなあと私は思いますけど。

委員（富田牧子君） 各議員がやはりこれは大事だと思うことはいっぱいあると思うですよ。だけど、そのことまで一々提言の中に入れる必要があるのかということ私を思うわけです。ここで本当にみんなが、これは今まで予算審議した中で本当にどうしても落とすことはできないし、もっと頑張ってやってほしいと思うことを提言するんであって、個別のこと

を言い出したら、はっきり言ったら切りがないですよ。それぞれみんな思っていることはたくさんあると思うし、もっとここに予算をふやしてほしいとかあるけど、私は予算委員会の提言としては余りふさわしくないと。気持ちはよくわかります、ありがたいことだなと私も障がい者を持つ身としては思いますけど、ちょっとどうかなと思います。

委員長（伊藤 壽君） 12時を少し回りましたが、少しオーバーしてそのまま進めてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、ほかに御意見はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、今まであった意見を若干概要だけ報告させていただきます。副委員長（板津博之君） それでは、皆さんから出た意見について述べたいと思います。

天羽委員のほうから児童発達支援事業について、現在こども発達支援センターくれよんの施設的な問題、容量の問題で手いっぱいになっておると。通所待機されている対象者も大変ふえておるということで、この施設の増設というか、そういったこと、または職員の増員ということも必要になってくるのではないかと。

さらにはICT機器の活用について、まだまだ職員のスキルが追いついていないという部分も鑑みて、今後そういったところも力を入れていってはどうかというような発言があったかと思います。

ただし、こういった個別の案件について、予算決算委員会として提言するべきかどうかということについては、富田委員のほうから、個別の案件でやっているのと切りがないので必要なのではないかというような御意見があったかと思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいまの意見については、全ての意見が委員の皆さんが一致していないと思いますので、次回の委員会には協議しないということにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そうさせていただきます。

済みません、高齢福祉課のほうから先ほどの回答をしたいということですので、よろしくお願いたします。

高齢福祉課長（宮崎卓也君） 先ほど、安心介護パートナーはいつからこの呼び名になったかというお話でしたので、ちょっと調べてまいりましたところ、これは平成14年に制度は始まっているんですけど、最初からこの名前です。当時、一般的には介護相談員と言っていたのを、可児市では安心介護パートナーという呼び名でこの制度を始めた平成14年度からということでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、以上で本日の当委員会の会議の日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

本日はこれにて解散いたします。

なお、次回平成27年3月18日午前9時より予算決算委員会を行いますので、よろしく願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後0時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月13日

可児市予算決算委員会委員長